

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年2月4日提出
【計算期間】	第3期(自 2018年11月3日至 2019年11月5日)
【ファンド名】	SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055 SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045 SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小嶋 信弘
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	須田 静
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【電話番号】	03-5290-3469
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、「損保ジャパン日本債券マザーファンド」、「S」AMラージキャップ・バリュー・マザーファンド」、「S」AMスモールキャップ・マザーファンド、「損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド」、「SOMPO外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド」および「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」(以下それぞれ「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。)の受益証券およびエマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託を主要投資対象として信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて金5,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定めるファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファ ンド	あり ()

一般	年2回	日本 北米 欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株 中小型株	年4回 年6回 (隔月)	アジア オセアニア		
債券	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ		
一般 公債 社債	日々 その他 ()	中近東 (中東) エマージング		
その他債券 クレジット属性 () 不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券)))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注1) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

(注3) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

< 属性区分の定義 >

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券)))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、株式および債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル(日本を含む)	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

< ファンドの特色 >

● ファンドの目的

国内外の株式や債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

● ファンドの特色

1

ターゲットイヤーが異なる、「SOMP Oターゲットイヤー・ファンド2055」、「SOMP Oターゲットイヤー・ファンド2045」、「SOMP Oターゲットイヤー・ファンド2035」をご用意しています。

- ターゲットイヤー・ファンドとは、決められたターゲットイヤーに向かって、徐々にリスクを低減する方向で資産配分を変更していくバランスファンドです。

※ターゲットイヤー後は、安定運用を継続します。

- 各ファンドのターゲットイヤー

SOMP Oターゲットイヤー・ファンド2055	2055年
SOMP Oターゲットイヤー・ファンド2045	2045年
SOMP Oターゲットイヤー・ファンド2035	2035年

2

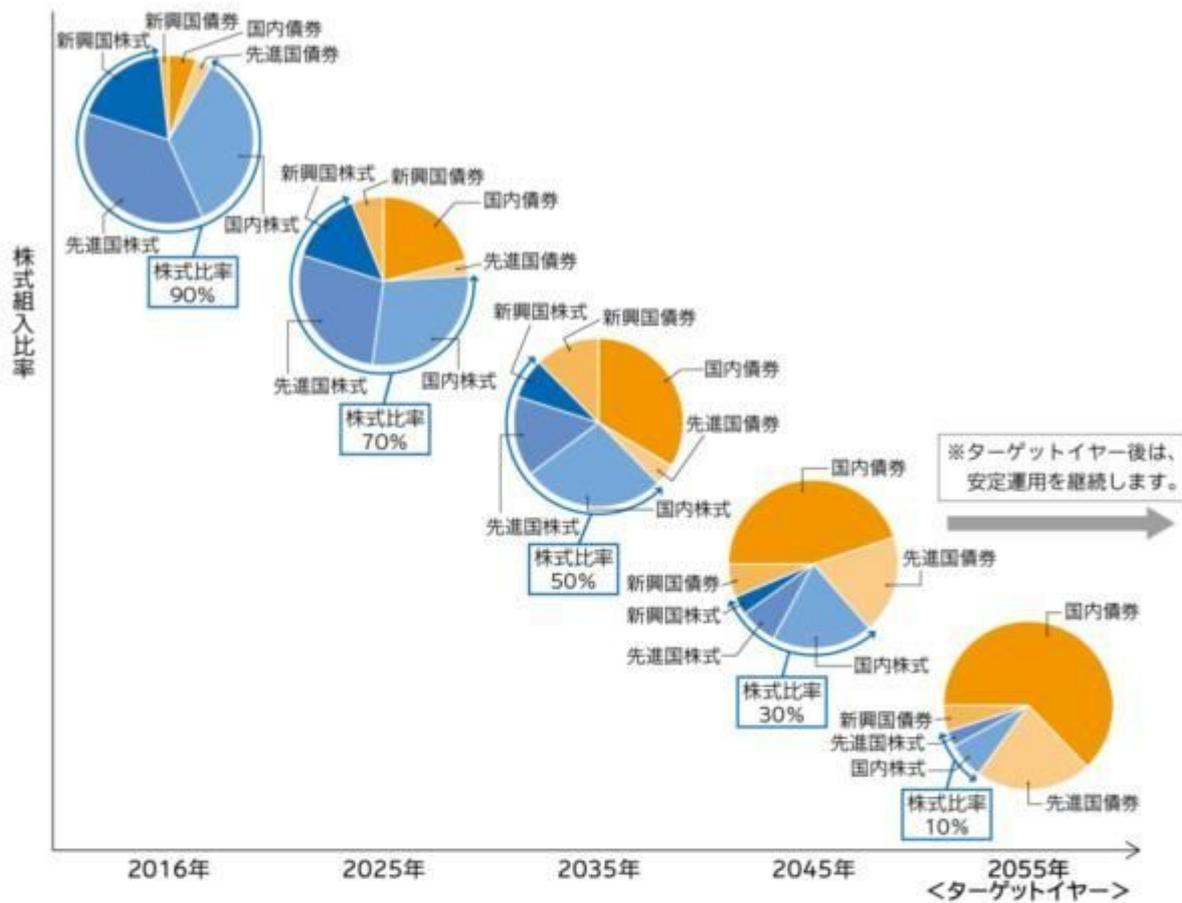
設定後は、ターゲットイヤーに向けて徐々に株式の投資割合を減少させ、債券の投資割合を増加させることにより、リスクを低減していきます。

- 投資割合の変更によるリスクの低減は、年1回行うことを基本とします。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

運用期間中の資産配分比率のイメージ

実際には1年ごとに資産配分比率を変えていきます。



	2016年	→	2025年	→	2035年	→	2045年	→	2055年
国内債券	5%	→	21%	→	34%	→	45%	→	63%
先進国債券	3%	→	3%	→	4%	→	19%	→	22%
国内株式	35%	→	28%	→	27%	→	19%	→	7%
先進国株式	37%	→	28%	→	15%	→	7%	→	3%
新興国株式	18%	→	14%	→	8%	→	4%	→	0%
新興国債券	2%	→	6%	→	12%	→	6%	→	5%
株式組入比率	90%	→	70%	→	50%	→	30%	→	10%

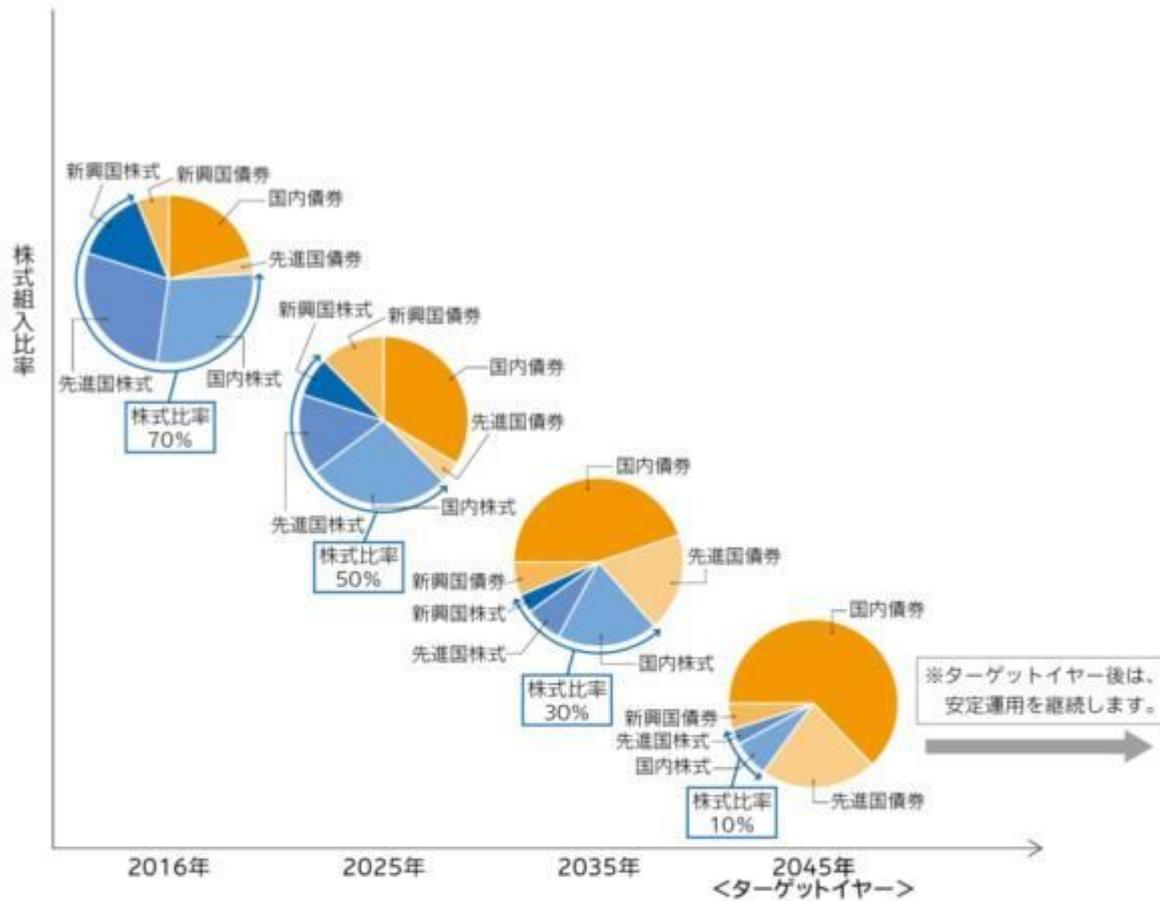
・市況動向やファンドの購入・換金の状況等により、上記の基準資産配分比率から乖離することがあります。なお、こうした乖離が一定水準以上となった場合には、ポートフォリオの修正(リバランス)を行います。

・上記は、当初設定時に計画している基準資産配分比率の推移であり、市場環境の大きな変化やファンドの購入・換金の状況等によって、基準資産配分比率を変更する場合があります。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

運用期間中の資産配分比率のイメージ

実際には1年ごとに資産配分比率を変えていきます。



	2016年	→	2025年	→	2035年	→	2045年
国内債券	21%	→	34%	→	45%	→	63%
先進国債券	3%	→	4%	→	19%	→	22%
国内株式	28%	→	27%	→	19%	→	7%
先進国株式	28%	→	15%	→	7%	→	3%
新興国株式	14%	→	8%	→	4%	→	0%
新興国債券	6%	→	12%	→	6%	→	5%
株式組入比率	70%	→	50%	→	30%	→	10%

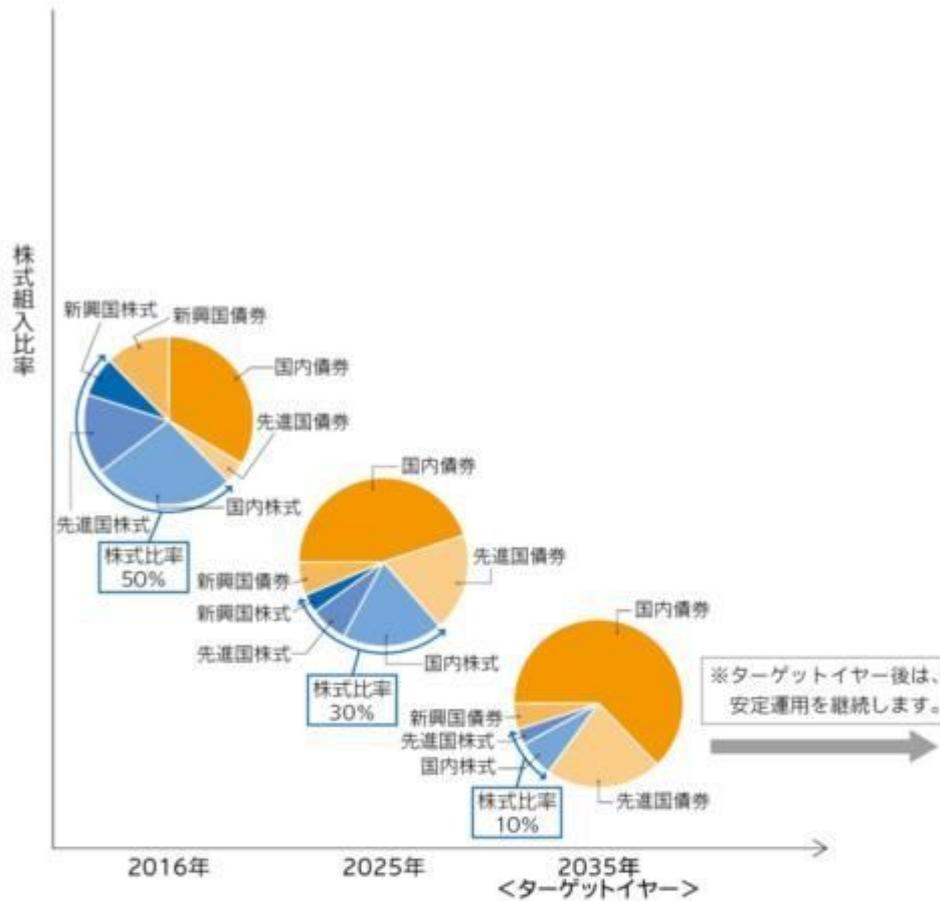
・市況動向やファンドの購入・換金の状況等により、上記の基準資産配分比率から乖離することがあります。なお、こうした乖離が一定水準以上となった場合には、ポートフォリオの修正(リバランス)を行います。

・上記は、当初設定時に計画している基準資産配分比率の推移であり、市場環境の大きな変化やファンドの購入・換金の状況等によって、基準資産配分比率を変更する場合があります。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

運用期間中の資産配分比率のイメージ

実際には1年ごとに資産配分比率を変えていきます。



	2016年	→	2025年	→	2035年
国内債券	34%	→	45%	→	63%
先進国債券	4%	→	19%	→	22%
国内株式	27%	→	19%	→	7%
先進国株式	15%	→	7%	→	3%
新興国株式	8%	→	4%	→	0%
新興国債券	12%	→	6%	→	5%
株式組入比率	50%	→	30%	→	10%

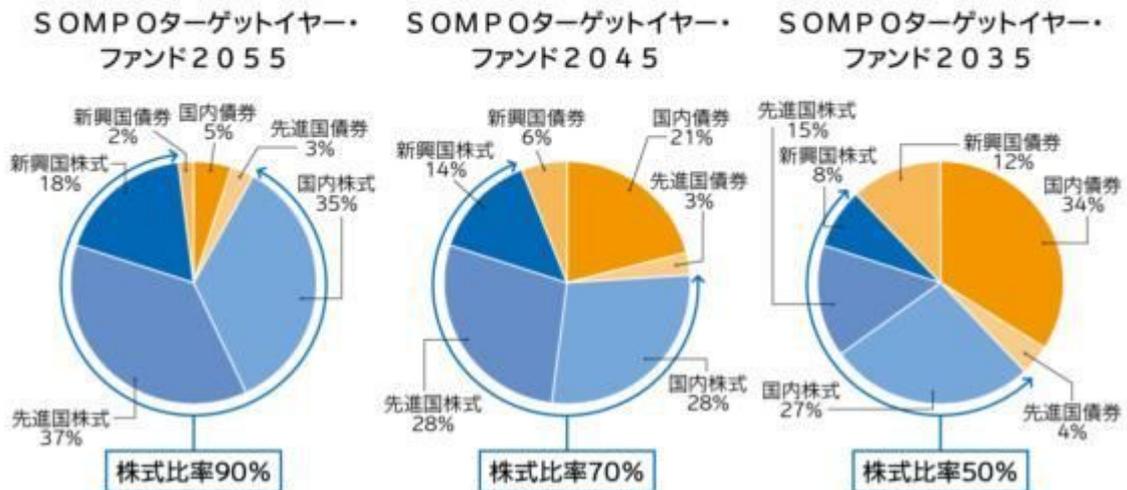
・市況動向やファンドの購入・換金の状況等により、上記の基準資産配分比率から乖離することがあります。なお、こうした乖離が一定水準以上となった場合には、ポートフォリオの修正(リバランス)を行います。

・上記は、当初設定時に計画している基準資産配分比率の推移であり、市場環境の大きな変化やファンドの購入・換金の状況等によって、基準資産配分比率を変更する場合があります。

3

当初設定時は、原則として以下の基準資産配分比率に基づき、国内外の株式や債券へ分散投資を行います。

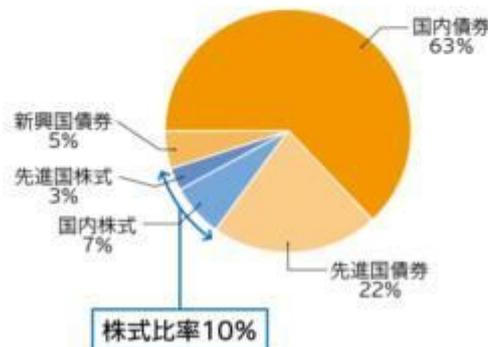
- 各ファンドの当初設定時の基準資産配分比率は以下の通りです。



4

各ファンドのターゲットイヤー以降は、以下の基準資産配分比率とし、原則として、最大許容損失(フロア)を設定し、下落リスクを低減した運用を継続します。

- ターゲットイヤーである2055年、2045年、2035年の各決算日の翌日から、安定運用を開始します。
- ターゲットイヤー以降の資産配分比率は以下の通りです(各ファンド共通)。



- ・上記は、当初設定時に計画している基準資産配分比率であり、市場環境の大きな変化やファンドの購入・換金の状況等によって、基準資産配分比率を変更する場合があります。
- ・実際の基準資産配分と異なることがあります。

<最大許容損失(フロア)について>

- ある期間内の最大許容損失(フロア)をあらかじめ設定しておき、最大許容損失(フロア)を超えないように、リスクのコントロールを行う運用方法です。
- 具体的には、ポートフォリオ全体のリターンが悪化した場合には、組入れ資産を同じ割合で縮小させ、短期金融商品へシフトすることで最大許容損失(フロア)の水準を下回らないよう運営します。

※リスクのコントロールを行った状態で、投資している資産の価格が上昇した場合は、その値上がり益を享受できないことがあります。

5

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

国内外の株式や債券への投資は以下のマザーファンド等を通じて行います。

投資対象資産	投資対象とするマザーファンド等
国内債券	損保ジャパン日本債券マザーファンド
国内株式	S J A M ラージキャップ・パリュール・マザーファンド S J A M スモールキャップ・マザーファンド
先進国債券	損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド
先進国株式	S O M P O 外国株式アクティブパリュール(リスク抑制型)マザーファンド
新興国債券	SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド*
新興国株式	エマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託

※エマージング債券の運用指図に関する権限を、コルチェスター・グローバル・インベスターズ(シンガポール)に委託します。なお、コルチェスター グローバル インベスターズ(シンガポール)は、コルチェスター グローバル インベスターズに運用の一部を再委託します。

- ・ターゲットイヤーに向けて各マザーファンドへの配分比率は変更されます。また、ベビーファンドから直接、株式や債券に投資する場合があります。
- ・一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

コルチェスター・グローバル・インベスターズについて

1999年設立。ロンドンを拠点とする、ソブリン債券(各国の政府または政府関係機関が発行、または保証している債券)と為替の運用に特化した運用会社です。

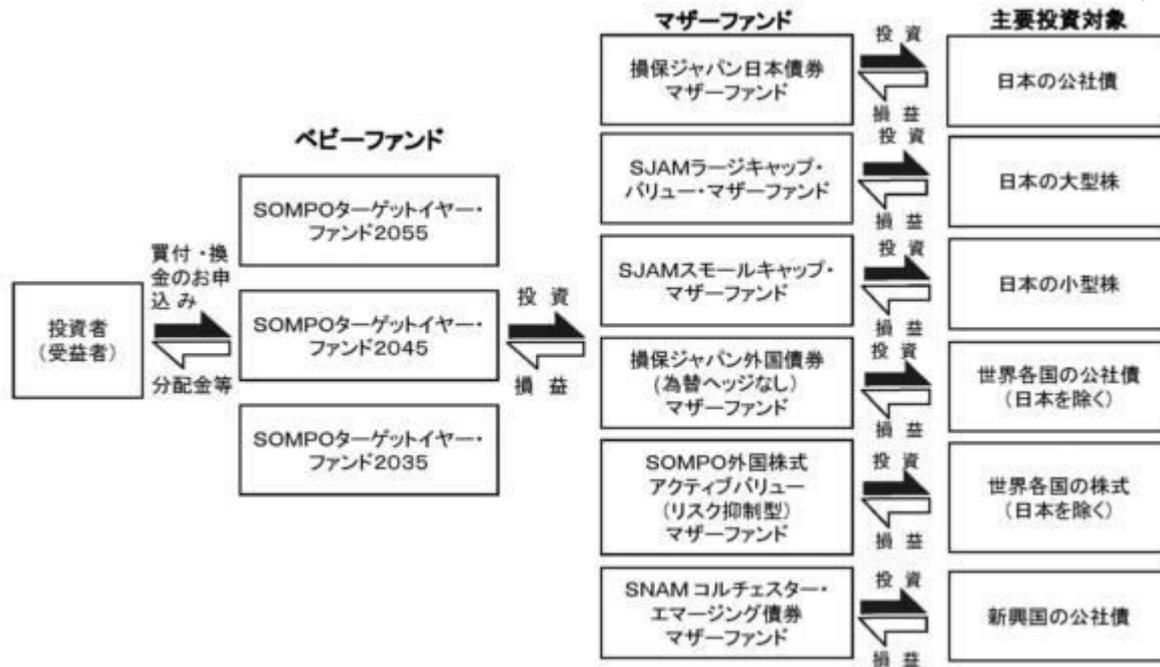
(2) 【ファンドの沿革】

2016年10月25日 信託契約締結、設定、運用開始

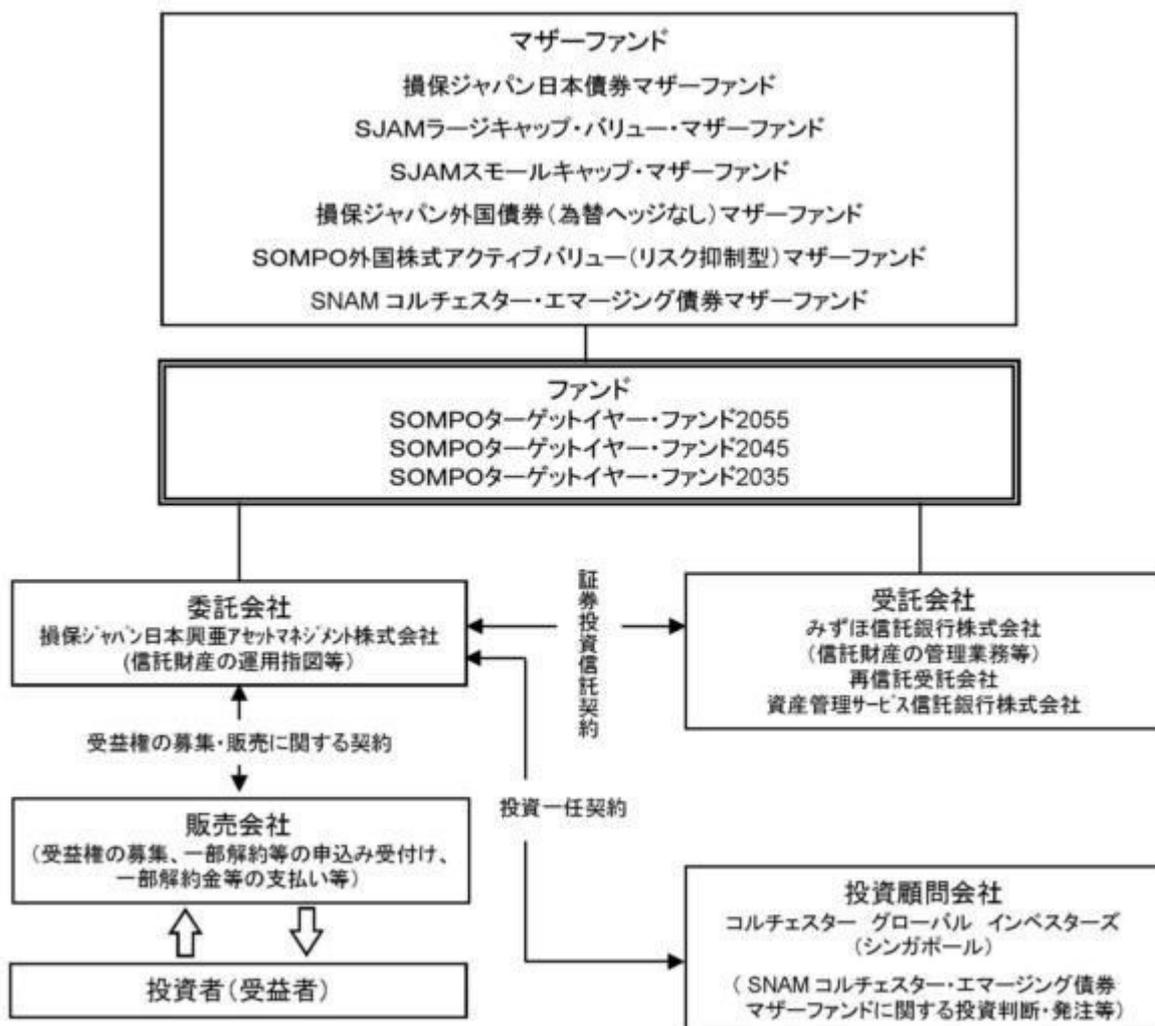
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、エマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする投資信託証券については直接投資を行います。



ファンドの関係法人図



ファンドの関係法人

- () 委託会社または委託者：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
 ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。
- () 販売会社
 委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。
- () 受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）
 委託会社との証券投資信託契約に基づき、ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- () 投資顧問会社：コルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）
 委託会社との投資一任契約に基づき、「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」の投資顧問会社として、公社債の運用指図および為替取引に係る権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。なお、運用の一部につき、運用指図に関する権限をコルチェスター グローバル インベスターズに再委託することがあります。

委託会社等の概況

- () 資本金の額 1,550百万円 （2019年11月末現在）

() 委託会社の沿革

1986年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987年	2月20日	投資顧問業の登録
1987年	9月9日	投資一任業務の認可取得
1991年	6月1日	プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
2002年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年	9月30日	金融商品取引業者として登録
2010年	10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020年	4月1日	SOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更（予定）

() 大株主の状況（2019年11月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	24,085	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

b. 運用方針

投資対象

損保ジャパン日本債券マザーファンド受益証券、S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド受益証券、S J A M スモールキャップ・マザーファンド受益証券、損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド受益証券、S O M P O 外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド受益証券、SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド受益証券およびエマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

- () 損保ジャパン日本債券マザーファンド、S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド、S J A M スモールキャップ・マザーファンド、損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド、S O M P O 外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド、SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの受益証券およびエマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託への投資を通じて、国内外の株式や債券へ分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- () 当初設定時は、原則として以下の基準資産配分比率に基づき、ポートフォリオを構築します。

<当初設定時の基準資産配分比率>

	国内債券	国内株式	先進国債券	先進国株式	新興国債券	新興国株式
ターゲットイヤー・ファンド2055	5%	35%	3%	37%	2%	18%
ターゲットイヤー・ファンド2045	21%	28%	3%	28%	6%	14%
ターゲットイヤー・ファンド2035	34%	27%	4%	15%	12%	8%

- () 安定運用開始時期に向けて株式への投資割合を漸減し、債券の投資割合を漸増し、原則として、以下の安定運用期間の基準資産配分比率に基づきポートフォリオを構築し、リスクを低減する運用を行います。

<安定運用開始時期>

ターゲットイヤー・ファンド2055	2055年の決算日の翌日(第40計算期間開始日)
ターゲットイヤー・ファンド2045	2045年の決算日の翌日(第30計算期間開始日)
ターゲットイヤー・ファンド2035	2035年の決算日の翌日(第20計算期間開始日)

<安定運用期間の基準資産配分比率>

	国内債券	国内株式	先進国債券	新興国債券	先進国株式	新興国株式
各ファンド共通	63%	7%	22%	5%	3%	0%

- () 安定運用開始時期以降は、原則として最大許容損失(フロア)を設定し、下落リスクを低減しつつ、安定した収益の確保を目指します。
- () 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- () 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- () 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。)
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形

委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「損保ジャパン日本債券マザーファンド」、「S」AMラージキャップ・バリュー・マザーファンド」、「S」AMスモールキャップ・マザーファンド、「損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド」、「SOMPPO外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド」および「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券ならびに証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

a. 委託会社の運用体制と社内規程

(運用体制)

総合投資会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、総合投資会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。

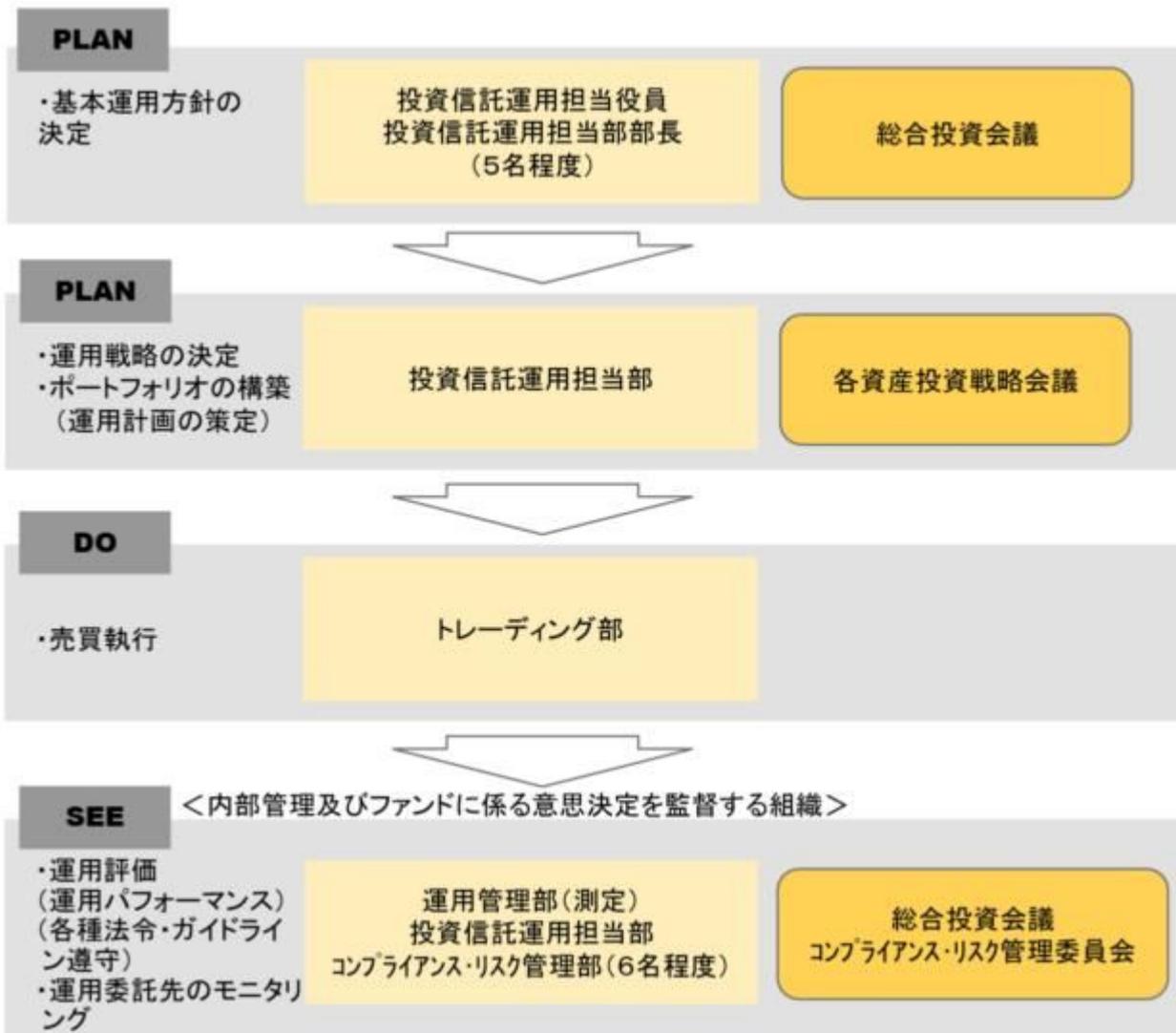
各運用担当部で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

(社内規程)

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



2019年11月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

b. 運用委託先の運用体制等

SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの運用委託先であるコルチェスターでは、運用チームのインベストメントマネージャーが各プロダクトを担当し、チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）とともに参加する投資委員会で投資判断を行います。また、コンプライアンス部門によるチェック体制も保持します。



2019年11月末現在のものであり、今後変更される場合もあります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則11月2日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

(5) 【投資制限】

a. 各ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への実質投資割合は、次の通りとします。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055 制限を設けません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045 制限を設けません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035 信託財産の純資産総額の70%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(親投資信託受益証券および上場投資信託証券(取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。))に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))なものをいいます。以下同じ。)ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲

- () 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- () 前記()の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- () 前記()の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の売付けに係る建玉の時価総額が信託財

産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- () 前記（ ）の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ ）の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- () 前記（ ）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ ）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 前記（ ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.および2.の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 前記1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- () 前記()の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- () 前記()の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴

う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- () 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- () 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

21 受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 前記()および()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

（参考）「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

日本の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA - B P I 総合指数を中長期的に上回

る投資成果を目指します。

投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。

外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式等への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第18条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第19条の範囲で行います。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、信託約款第20条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「S J A M ラージキャップ・バリュアー・マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象といたします。

(2) 投資態度

原則としてRussell/Nomura Large Cap Value インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「Russell/Nomura Large Cap Value インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

転換社債、ならびに新株予約権付社債や新株引受権証券および新株予約権証券（外貨建てを含み

ます。)等に投資する場合があります。

株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「S」AMスモールキャップ・マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象といたします。

(2) 投資態度

原則として、Russell/Nomura Small Cap インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスクを軽減しつつ、「Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「損保ジャパン外国債券（ヘッジなし）マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、主に日本を除く世界各国の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指します。

投資対象国は、原則としてA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、FTSE世界国債インデックス採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更やデュレーション調整等を行います。また、債券の組入比率は高位に保つことを原則とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

(参考)「SOMPO外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

銘柄選定にあたっては、当社が独自に開発した外国株式評価モデルにより算出した投資価値と市場価値とを比較した相対的割安度を測定します。

相対的割安度の高い銘柄を中心に、ベンチマークであるMSCIコクサイインデックス（配当込み）と比較してリスク水準を抑えたポートフォリオを構築し、中長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券(取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))なもの)をいいます。以下同じ。)ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方針

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の国債、地方債、政府保証債、政府系機関債、国際機関債等(以下「国債・政府機関債等」といいます。)を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指した運用を行います。

公社債の運用指図および為替取引に係る権限をColchester Global Investors (Singapore) PTE. LTD.に委託します。なお、Colchester Global Investors (Singapore) PTE. LTD.は、ポートフォリオの決定、アジア以外の地域の為替トレード、リサーチ業務、保有資産の管理業務等に関する権限の一部をColchester Global Investors Limitedに再委託します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(除くBB-格未満・ヘッジなし)をベンチマークとし、これを上回る運用成果を目指します。

投資する国債・政府機関債等は、原則として、取得時においてBB-格相当以上の格付を有するものとします。

組入外貨建資産については、為替変動リスクのヘッジおよび投資収益の確保を目的として、為替ヘッジを機動的に行います。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、もしくは為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リ

スクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができません。

資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもの）をいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組み入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

ファンドの基準価額は、組み入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へに帰属いたします。したがって、投資者の皆様への投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<ファンドの投資にかかるリスク>

資産配分のリスク

ファンドの基準資産配分比率が収益の源泉となる場合もありますが、配分比率が高い資産の価格が下落した場合等には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

価格変動リスク

株式や公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。

また、一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組み入れている株式や公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

株式や公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組み入れている株式や公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落

する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式や公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となる場合があります。

コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

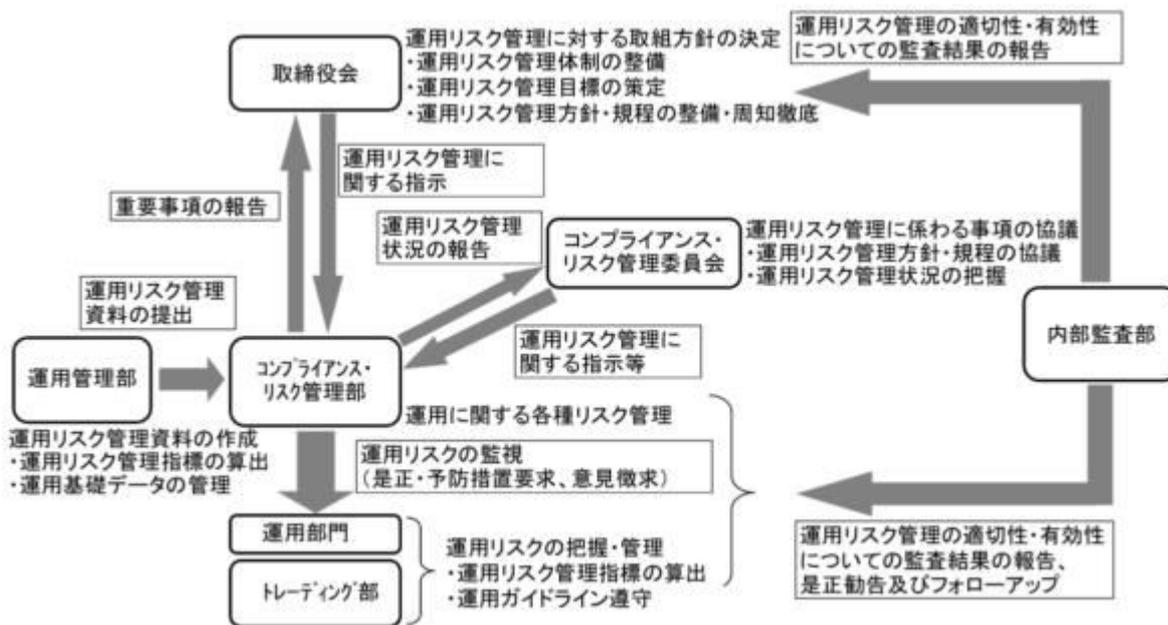
委託会社は、取得申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

<ご換金時>

委託会社は、換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

<リスクの管理体制>

a. 委託会社のリスク管理体制



※運用リスクには流動性リスクを含みます。

(注) 上図は、2019年11月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

b. 運用委託先のリスク管理体制等

SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの運用委託先であるコルチェスター グローバル インベスターズ(シンガポール)では、統合的なリスク管理機関として、オペレーションチームのチーフ・オペレーティング・オフィサー(COO)を議長とするビジネス・リスク委員会がファンドおよび会社の事業リスクの管理を担っています。また、同社が行った取引については、最良執行規程に基づきレビューが行われます。

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

※データは、設定日より掲載しています。

2014年12月～2019年11月

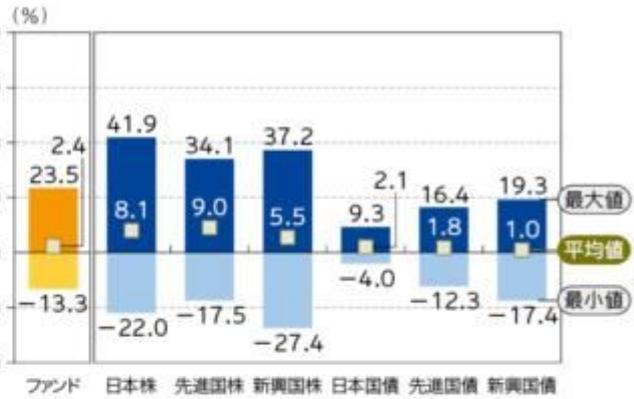
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055



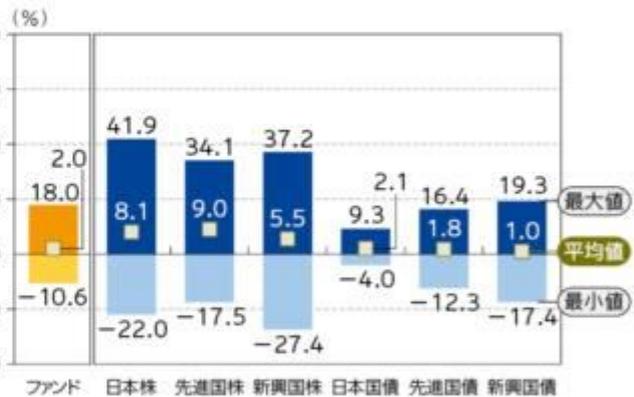
ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

※ファンドと代表的な資産クラスの対象期間が異なりますので、
ご注意ください。

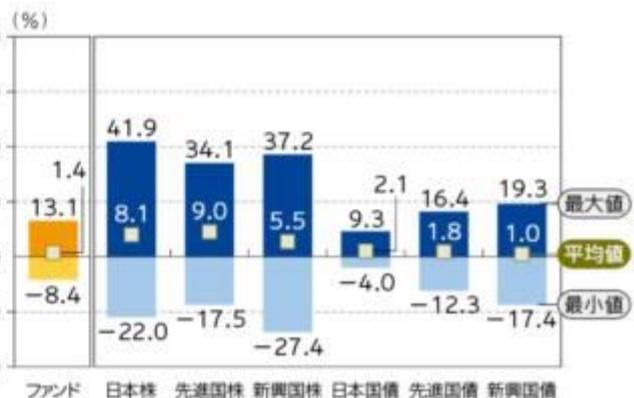
ファンド：2017年10月～2019年11月
代表的な資産クラス：2014年12月～2019年11月



SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045



SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035



- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。

● 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

<p>日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)</p> <p>東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。</p>	<p>先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)</p> <p>MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。</p>
<p>新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)</p> <p>MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。</p>	<p>日本国債:NOMURA-BPI 国債</p> <p>野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。</p>
<p>先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)</p> <p>FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。</p>	<p>新興国債:J PモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)</p> <p>J.P. Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。同指数の著作権はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。</p>

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料および消費税等相当額	<p>申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。</p> <p>申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。</p>

販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価

1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されることがあります。

2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。信託財産留保額はありませぬ。

(3)【信託報酬等】

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分も下表のとおりです（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2055

期間	信託報酬率 (年率)	内訳(税抜 年率)		
		委託会社	販売会社	受託会社
2055年の決算日まで	1.243% (税抜1.13%)	0.50%	0.60%	0.03%
2055年の決算日の翌日以降	0.803% (税抜0.73%)	0.35%	0.35%	0.03%

S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2045

期間	信託報酬率 (年率)	内訳(税抜 年率)		
		委託会社	販売会社	受託会社
2045年の決算日まで	1.243% (税抜1.13%)	0.50%	0.60%	0.03%
2045年の決算日の翌日以降	0.803% (税抜0.73%)	0.35%	0.35%	0.03%

S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2035

期間	信託報酬率 (年率)	内訳(税抜 年率)		
		委託会社	販売会社	受託会社
2035年の決算日まで	1.243% (税抜1.13%)	0.50%	0.60%	0.03%
2035年の決算日の翌日以降	0.803% (税抜0.73%)	0.35%	0.35%	0.03%

信託報酬を対価とする役務の内容

委託会社	ファンドの運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

委託会社の報酬には、SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したコルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、各ファンドに属するSNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.49%を乗じて得た額とします。

〔ファンドの運用の対価〕

コルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）は、委託会社から委託された「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の一部をコルチェスター グローバル インベスターズに再委託する場合にコルチェスター グローバル イ

ンベスターズが受ける報酬を、前記 に基づいてコルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）が受け取る報酬から支払うものとします。その報酬額は前記 の率を上限とし、コルチェスター グローバル インベスターズ（シンガポール）とコルチェスター グローバル インベスターズが締結する当該親投資信託およびその他の委託業務全般を包括した業務委託契約に基づいて支払われます。〔ファンドの運用の対価〕

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて日々計算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁することができます。支弁時期は信託報酬と同様です。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
------	----------------------

上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

（注１） 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本とな

ります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）。

（注2） 収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

- ・少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2019年11月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

2019年11月29日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	23,781,904	15.68
親投資信託受益証券	日本	125,031,697	82.42
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,885,110	1.90
純資産総額		151,698,711	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

2019年11月29日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	20,868,905	11.85
親投資信託受益証券	日本	153,849,076	87.35
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,408,766	0.80
純資産総額		176,126,747	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

2019年11月29日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	17,591,781	6.02
親投資信託受益証券	日本	271,274,029	92.83
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		3,366,294	1.15
純資産総額		292,232,104	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

2019年11月29日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	13,111,265,200	73.34
地方債証券	日本	114,517,000	0.64
特殊債券	日本	241,579,527	1.35
社債券	日本	3,854,285,600	21.56
	フランス	209,810,000	1.17
		4,064,095,600	22.73
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		345,582,813	1.94
純資産総額		17,877,040,140	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）SJAMラージキャップ・バリュアー・マザーファンド

2019年11月29日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	34,769,443,850	98.23

コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		628,196,987	1.77
純資産総額		35,397,640,837	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(参考) S J A Mスモールキャップ・マザーファンド

2019年11月29日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	9,486,817,200	98.84
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		111,375,040	1.16
純資産総額		9,598,192,240	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(参考) 損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド

2019年11月29日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	3,231,029,353	39.46
	フランス	1,094,425,164	13.37
	ドイツ	1,006,270,623	12.29
	イタリア	711,120,853	8.68
	イギリス	506,143,981	6.18
	スペイン	443,559,379	5.42
	ベルギー	200,198,615	2.44
	オーストラリア	144,283,349	1.76
	ノルウェー	134,803,829	1.65
	オランダ	71,068,384	0.87
	メキシコ	63,007,681	0.77
	アイルランド	56,006,059	0.68
	ポーランド	44,426,686	0.54
	デンマーク	36,473,052	0.45
	マレーシア	31,360,962	0.38
	カナダ	29,896,963	0.37
スウェーデン	27,309,763	0.33	
		7,831,384,696	95.64
特殊債券	国際機関	26,925,837	0.33
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		330,174,085	4.03
純資産総額		8,188,484,618	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(参考) SOMPO外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド

2019年11月29日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	256,005,996	53.33
	スイス	40,168,048	8.37
	イギリス	30,517,959	6.36
	ドイツ	24,440,128	5.09
	フランス	18,726,704	3.90
	スペイン	12,299,428	2.56
	カナダ	12,147,737	2.53
	ケイマン	8,959,440	1.87
	シンガポール	8,093,395	1.69
	バミューダ	7,918,278	1.65
	オランダ	5,283,781	1.10
	パナマ	5,202,018	1.08
	オーストラリア	2,384,297	0.50
	デンマーク	2,273,351	0.47
	香港	1,605,800	0.33
			436,026,360
投資証券	アメリカ	26,705,458	5.56
	シンガポール	6,361,847	1.33
		33,067,305	6.89
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		10,925,694	2.27
純資産総額		480,019,359	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(参考) SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

2019年11月29日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	メキシコ	423,591,716	18.14
	インドネシア	375,912,400	16.10
	ブラジル	321,017,726	13.75
	ロシア	287,467,288	12.31
	南アフリカ	286,718,275	12.28
	コロンビア	250,580,355	10.73

	マレーシア	232,249,850	9.95
	タイ	84,363,370	3.61
		2,261,900,980	96.87
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		73,190,798	3.13
純資産総額		2,335,091,778	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

その他資産の投資状況

2019年11月29日現在

資産の種類	建別	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		476,243,125	20.40
	売建		477,664,928	20.46

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（注3）為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

2019年11月29日現在

資産の種類	建別	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
直物為替先渡取引	買建		161,699,631	6.92
	売建		278,414,773	11.92

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

2019年11月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	SOMPO外国株式アクティブバ リュウ（リスク抑制型）マザー ファンド	35,547,335	1.4017	49,828,805	1.4301	50,836,243	33.51
2	日本	親投資信託 受益証券	SJAMスモールキャップ・マ ザーファンド	10,108,132	2.4321	24,584,832	2.4417	24,681,025	16.27
3	日本	親投資信託 受益証券	SJAMラージキャップ・バ リュウ・マザーファンド	12,897,055	1.8829	24,284,259	1.9031	24,544,385	16.18
4	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	4,180	5,744.23	24,010,884	5,689.45	23,781,904	15.68
5	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン日本債券マザーファ ンド	10,729,723	1.4693	15,766,210	1.4653	15,722,263	10.36

6	日本	親投資信託 受益証券	SNAM コルチェスター・エ マージング債券マザーファンド	3,884,622	1.2430	4,828,681	1.2213	4,744,288	3.13
7	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン外国債券(為替ヘッ ジなし)マザーファンド	2,785,781	1.6137	4,495,586	1.6166	4,503,493	2.97

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2019年11月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	15.68
親投資信託受益証券	82.42
合計	98.10

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

2019年11月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン日本債券マザーファ ンド	29,821,541	1.4691	43,813,712	1.4653	43,697,504	24.81
2	日本	親投資信託 受益証券	SOMPO外国株式アクティブバ リュウ(リスク抑制型)マザー ファンド	29,069,924	1.4010	40,727,099	1.4301	41,572,898	23.60
3	日本	親投資信託 受益証券	SJAMスモールキャップ・マ ザーファンド	9,940,088	2.4312	24,166,789	2.4417	24,270,712	13.78
4	日本	親投資信託 受益証券	SJAMラージキャップ・バ リュウ・マザーファンド	12,693,194	1.8813	23,880,536	1.9031	24,156,417	13.72
5	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	3,668	5,744.23	21,069,838	5,689.45	20,868,905	11.85
6	日本	親投資信託 受益証券	SNAM コルチェスター・エ マージング債券マザーファンド	11,674,874	1.2436	14,519,391	1.2213	14,258,523	8.10
7	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン外国債券(為替ヘッ ジなし)マザーファンド	3,645,319	1.6132	5,880,767	1.6166	5,893,022	3.35

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2019年11月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	11.85
親投資信託受益証券	87.35
合計	99.20

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

2019年11月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン日本債券マザー ファンド	73,810,382	1.4694	108,458,105	1.4653	108,154,352	37.01
2	日本	親投資信託 受益証券	SOMPO外国株式アクティブバ リュウ（リスク抑制型）マザー ファンド	25,508,490	1.4005	35,726,422	1.4301	36,479,691	12.48
3	日本	親投資信託 受益証券	SJAMスモールキャップ・マ ザーファンド	14,469,089	2.4314	35,180,686	2.4417	35,329,174	12.09
4	日本	親投資信託 受益証券	SJAMラージキャップ・バ リュウ・マザーファンド	18,546,489	1.8817	34,900,470	1.9031	35,295,823	12.08
5	日本	親投資信託 受益証券	SNAM コルチェスター・エ マージング債券マザーファンド	24,656,666	1.2430	30,649,772	1.2213	30,113,186	10.30
6	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン外国債券（為替ヘッ ジなし）マザーファンド	16,022,395	1.6136	25,855,317	1.6166	25,901,803	8.86
7	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	3,092	5,744.23	17,761,161	5,689.45	17,591,781	6.02

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2019年11月29日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	6.02
親投資信託受益証券	92.83
合計	98.85

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

2019年11月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	利率（%）	償還日	投資 比率 （%）
1	日本	国債証券	第405回利 付国債（2 年）	2,240,000,000	100.62	2,253,980,700	100.52	2,251,715,200	0.1000000	2021/10/1	12.60

2	日本	国債証券	第140回利付国債(5年)	920,000,000	102.16	939,915,300	101.30	932,024,400	0.1000000	2024/6/20	5.21
3	日本	国債証券	第345回利付国債(10年)	750,000,000	102.16	766,262,000	102.14	766,087,500	0.1000000	2026/12/20	4.29
4	日本	国債証券	第404回利付国債(2年)	760,000,000	100.74	765,661,300	100.49	763,792,400	0.1000000	2021/9/1	4.27
5	日本	国債証券	第38回利付国債(30年)	560,000,000	134.23	751,701,500	133.67	748,602,400	1.8000000	2043/3/20	4.19
6	日本	国債証券	第355回利付国債(10年)	710,000,000	102.70	729,170,000	101.92	723,681,700	0.1000000	2029/6/20	4.05
7	日本	国債証券	第166回利付国債(20年)	600,000,000	109.40	656,407,600	108.66	651,990,000	0.7000000	2038/9/20	3.65
8	日本	国債証券	第150回利付国債(20年)	470,000,000	119.82	563,154,000	119.13	559,925,100	1.4000000	2034/9/20	3.13
9	日本	国債証券	第354回利付国債(10年)	520,000,000	103.45	537,953,400	102.02	530,504,000	0.1000000	2029/3/20	2.97
10	日本	国債証券	第154回利付国債(20年)	420,000,000	117.13	491,958,600	116.65	489,955,200	1.2000000	2035/9/20	2.74
11	日本	国債証券	第162回利付国債(20年)	400,000,000	107.55	430,222,000	107.05	428,236,000	0.6000000	2037/9/20	2.40
12	日本	国債証券	第43回利付国債(30年)	320,000,000	133.29	426,542,400	132.61	424,371,200	1.7000000	2044/6/20	2.37
13	日本	国債証券	第158回利付国債(20年)	390,000,000	105.68	412,154,800	105.47	411,356,400	0.5000000	2036/9/20	2.30
14	日本	国債証券	第353回利付国債(10年)	390,000,000	102.28	398,897,500	102.10	398,213,400	0.1000000	2028/12/20	2.23
15	日本	国債証券	第35回利付国債(30年)	210,000,000	136.77	287,221,200	136.31	286,269,900	2.0000000	2041/9/20	1.60
16	日本	国債証券	第146回利付国債(20年)	210,000,000	123.31	258,961,500	122.44	257,136,600	1.7000000	2033/9/20	1.44
17	日本	国債証券	第57回利付国債(30年)	210,000,000	111.77	234,735,900	111.20	233,538,900	0.8000000	2047/12/20	1.31
18	日本	国債証券	第130回利付国債(20年)	190,000,000	122.36	232,497,300	121.31	230,490,900	1.8000000	2031/9/20	1.29
19	日本	国債証券	第113回利付国債(20年)	180,000,000	122.68	220,833,000	121.53	218,757,600	2.1000000	2029/9/20	1.22
20	日本	社債券	第1回武田薬品工業株式会社無担保社債(劣後特約付)FR	200,000,000	102.54	205,098,000	103.75	207,500,000	1.7200000	2079/6/6	1.16
21	日本	社債券	第3回A号明治安田生命劣後FR	200,000,000	101.70	203,414,000	101.07	202,142,000	1.1100000	2047/11/6	1.13
22	日本	社債券	第568回東京電力株式会社社債(一般担保付)	200,000,000	101.07	202,152,000	100.80	201,600,000	1.1550000	2020/9/8	1.13
23	日本	社債券	第12回東京電力パワーグリッド株式会社社債(一般担保付)	200,000,000	100.26	200,524,000	100.66	201,320,000	0.4400000	2023/4/19	1.13

24	日本	社債券	第1回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	200,000,000	100.13	200,260,000	100.07	200,154,000	0.3800000	2020/3/9	1.12
25	日本	社債券	第3回A号富国生命劣後FR	200,000,000	100.01	200,020,000	99.56	199,120,000	1.0200000	9999/99/99	1.11
26	日本	国債証券	第151回利付国債（20年）	170,000,000	117.45	199,668,400	116.30	197,723,600	1.2000000	2034/12/20	1.11
27	日本	国債証券	第58回利付国債（30年）	170,000,000	111.72	189,934,200	111.15	188,965,200	0.8000000	2048/3/20	1.06
28	日本	国債証券	第149回利付国債（20年）	140,000,000	121.10	169,543,100	120.33	168,466,200	1.5000000	2034/6/20	0.94
29	日本	国債証券	第60回利付国債（30年）	130,000,000	114.56	148,928,000	113.94	148,124,600	0.9000000	2048/9/20	0.83
30	日本	国債証券	第11回利付国債（40年）	120,000,000	117.63	141,156,600	112.53	135,043,200	0.8000000	2058/3/20	0.76

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

（注3）償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2019年11月29日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	73.34
地方債証券	0.64
特殊債券	1.35
社債券	22.73
合計	98.07

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド

2019年11月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	4,553,300	422.01	1,921,538,133	560.70	2,553,035,310	7.21
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3,932,900	565.02	2,222,167,158	578.10	2,273,609,490	6.42
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	511,000	3,947.87	2,017,361,570	3,989.00	2,038,379,000	5.76
4	日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	1,119,500	1,956.89	2,190,738,355	1,605.50	1,797,357,250	5.08

5	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	568,100	2,982.90	1,694,585,490	3,067.00	1,742,362,700	4.92
6	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	955,500	1,504.25	1,437,310,875	1,634.00	1,561,287,000	4.41
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	278,500	4,753.06	1,323,727,210	5,527.00	1,539,269,500	4.35
8	日本	株式	鹿島建設	建設業	840,800	1,327.34	1,116,027,472	1,443.00	1,213,274,400	3.43
9	日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	652,100	1,648.12	1,074,739,052	1,763.00	1,149,652,300	3.25
10	日本	株式	ヤマダ電機	小売業	2,067,200	514.30	1,063,160,960	546.00	1,128,691,200	3.19
11	日本	株式	日揮ホールディングス	建設業	644,300	1,501.79	967,603,406	1,591.00	1,025,081,300	2.90
12	日本	株式	クレディセゾン	その他金融業	527,400	1,507.23	794,913,102	1,810.00	954,594,000	2.70
13	日本	株式	セイコーエプソン	電気機器	568,900	1,623.36	923,532,923	1,666.00	947,787,400	2.68
14	日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	1,681,000	550.74	925,793,940	555.00	932,955,000	2.64
15	日本	株式	電源開発	電気・ガス業	330,800	2,458.06	813,126,248	2,625.00	868,350,000	2.45
16	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	1,268,200	914.47	1,159,730,854	678.80	860,854,160	2.43
17	日本	株式	日本テレビホールディングス	情報・通信業	590,000	1,606.85	948,041,500	1,438.00	848,420,000	2.40
18	日本	株式	クラレ	化学	606,400	1,247.57	756,531,561	1,323.00	802,267,200	2.27
19	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	310,000	2,490.64	772,100,638	2,494.50	773,295,000	2.18
20	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	182,600	4,074.58	744,018,308	4,187.00	764,546,200	2.16
21	日本	株式	三井不動産	不動産業	268,800	2,493.34	670,209,792	2,723.00	731,942,400	2.07
22	日本	株式	KDDI	情報・通信業	224,900	2,688.01	604,533,449	3,139.00	705,961,100	1.99
23	日本	株式	三菱電機	電気機器	434,100	1,518.39	659,136,684	1,511.50	656,142,150	1.85
24	日本	株式	ケーズホールディングス	小売業	478,900	1,018.02	487,529,778	1,346.00	644,599,400	1.82
25	日本	株式	小松製作所	機械	248,000	2,449.31	607,429,462	2,567.00	636,616,000	1.80
26	日本	株式	A G C	ガラス・土石製品	155,000	3,500.64	542,599,200	3,995.00	619,225,000	1.75
27	日本	株式	ジェイ エフ イーホールディングス	鉄鋼	417,400	1,847.16	771,004,584	1,395.00	582,273,000	1.64
28	日本	株式	日本郵船	海運業	295,400	1,752.61	517,720,994	1,879.00	555,056,600	1.57
29	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	206,700	2,600.32	537,488,119	2,644.50	546,618,150	1.54
30	日本	株式	デンソー	輸送用機器	103,100	4,684.56	482,978,136	4,888.00	503,952,800	1.42

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2019年11月29日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	7.33
		食料品	2.18
		化学	2.27
		石油・石炭製品	0.82

	ガラス・土石製品	2.77
	鉄鋼	6.72
	非鉄金属	4.41
	機械	3.03
	電気機器	4.53
	輸送用機器	8.78
	電気・ガス業	5.40
	陸運業	2.46
	海運業	1.57
	情報・通信業	8.74
	小売業	5.01
	銀行業	14.34
	証券、商品先物取引業	9.85
	保険業	3.25
	その他金融業	2.70
	不動産業	2.07
合計		98.23

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類及び各業種の時価の比率です。

（参考）S J A Mスモールキャップ・マザーファンド

2019年11月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	株式	シチズン時計	精密機器	570,000	513.00	292,410,000	606.00	345,420,000	3.60
2	日本	株式	伊予銀行	銀行業	510,000	497.00	253,470,000	600.00	306,000,000	3.19
3	日本	株式	みらかホールディングス	サービス業	110,000	2,380.00	261,800,000	2,706.00	297,660,000	3.10
4	日本	株式	八十二銀行	銀行業	600,000	397.00	238,200,000	470.00	282,000,000	2.94
5	日本	株式	N O K	輸送用機器	164,300	1,552.00	254,993,600	1,712.00	281,281,600	2.93
6	日本	株式	E I Z O	電気機器	67,000	3,615.00	242,205,000	4,105.00	275,035,000	2.87
7	日本	株式	東邦ホールディングス	卸売業	104,000	2,534.20	263,557,770	2,514.00	261,456,000	2.72
8	日本	株式	七十七銀行	銀行業	145,000	1,379.00	199,955,000	1,767.00	256,215,000	2.67
9	日本	株式	日本ライフライン	卸売業	155,000	1,690.00	261,950,000	1,523.00	236,065,000	2.46
10	日本	株式	日立キャピタル	その他金融業	85,000	2,134.00	181,390,000	2,716.00	230,860,000	2.41
11	日本	株式	豊田合成	輸送用機器	90,000	2,058.00	185,220,000	2,557.00	230,130,000	2.40
12	日本	株式	ダイビル	不動産業	180,000	1,038.00	186,840,000	1,165.00	209,700,000	2.18
13	日本	株式	鳥忠	小売業	70,000	2,557.00	178,990,000	2,978.00	208,460,000	2.17
14	日本	株式	ほくほくフィナンシャルグループ	銀行業	180,000	955.64	172,016,721	1,140.00	205,200,000	2.14
15	日本	株式	エクセディ	輸送用機器	80,800	2,007.00	162,165,600	2,462.00	198,929,600	2.07
16	日本	株式	キョーリン製薬ホールディングス	医薬品	104,800	1,787.70	187,351,135	1,866.00	195,556,800	2.04
17	日本	株式	広島銀行	銀行業	360,000	481.00	173,160,000	540.00	194,400,000	2.03

18	日本	株式	AOKIホールディングス	小売業	169,000	1,051.18	177,649,724	1,133.00	191,477,000	1.99
19	日本	株式	北洋銀行	銀行業	800,000	211.00	168,800,000	239.00	191,200,000	1.99
20	日本	株式	リコーリース	その他金融業	50,000	3,315.00	165,750,000	3,815.00	190,750,000	1.99
21	日本	株式	コメリ	小売業	81,500	2,169.42	176,808,427	2,338.00	190,547,000	1.99
22	日本	株式	ノーリツ鋼機	精密機器	100,000	1,848.00	184,800,000	1,902.00	190,200,000	1.98
23	日本	株式	ADEKA	化学	114,000	1,288.00	146,832,000	1,638.00	186,732,000	1.95
24	日本	株式	大同特殊鋼	鉄鋼	32,000	4,085.00	130,720,000	4,935.00	157,920,000	1.65
25	日本	株式	青山商事	小売業	91,000	1,860.00	169,260,000	1,674.00	152,334,000	1.59
26	日本	株式	山口フィナンシャルグループ	銀行業	200,300	692.87	138,782,967	753.00	150,825,900	1.57
27	日本	株式	第四北越フィナンシャルグループ	銀行業	50,000	2,470.00	123,500,000	2,957.00	147,850,000	1.54
28	日本	株式	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	証券、商品先物取引業	440,000	290.00	127,600,000	336.00	147,840,000	1.54
29	日本	株式	ゼビオホールディングス	小売業	110,000	1,126.00	123,860,000	1,320.00	145,200,000	1.51
30	日本	株式	住友倉庫	倉庫・運輸関連業	95,000	1,405.00	133,475,000	1,499.00	142,405,000	1.48

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2019年11月29日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	1.40
		繊維製品	0.70
		パルプ・紙	0.89
		化学	3.59
		医薬品	3.09
		鉄鋼	3.26
		非鉄金属	1.55
		金属製品	1.69
		機械	0.68
		電気機器	3.99
		輸送用機器	9.74
		精密機器	6.93
		その他製品	1.99
		電気・ガス業	0.58
		倉庫・運輸関連業	1.48
		情報・通信業	0.40
		卸売業	5.85
		小売業	9.80
銀行業	24.42		

	証券、商品先物取引業	1.54
	その他金融業	4.90
	不動産業	4.05
	サービス業	6.33
合計		98.84

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類及び各業種の時価の比率です。

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

2019年11月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	利率（%）	償還日	投資 比率 （%）
1	アメリカ	国債証券	Treasury 1.875 220228	6,640,000	11,002.98	730,598,310	11,009.02	730,999,396	1.8750000	2022/2/28	8.93
2	アメリカ	国債証券	Treasury 2.125 240229	4,480,000	11,092.37	496,938,419	11,173.36	500,566,843	2.1250000	2024/2/29	6.11
3	フランス	国債証券	FRANCE 0.0 220525	3,420,000	12,282.14	420,049,266	12,240.48	418,624,688	0.0000000	2022/5/25	5.11
4	ドイツ	国債証券	GERMANY 0.0 211008	3,100,000	12,241.29	379,480,209	12,202.50	378,277,565	0.0000000	2021/10/8	4.62
5	アメリカ	国債証券	Treasury 2.125 250515	2,570,000	11,080.89	284,779,089	11,216.20	288,256,469	2.1250000	2025/5/15	3.52
6	アメリカ	国債証券	Treasury 2.75 280215	2,090,000	11,564.05	241,688,812	11,799.06	246,600,442	2.7500000	2028/2/15	3.01
7	フランス	国債証券	FRA 0.00 240325	1,940,000	12,447.81	241,487,685	12,318.99	238,988,446	0.0000000	2024/3/25	2.92
8	アメリカ	国債証券	Treasury 3.0 480215	1,790,000	11,805.09	211,311,111	12,805.59	229,220,095	3.0000000	2048/2/15	2.80
9	スペイン	国債証券	SPAIN 1.5 270430	1,710,000	13,232.65	226,278,452	13,207.86	225,854,422	1.5000000	2027/4/30	2.76
10	アメリカ	国債証券	Treasury 1.875 260630	2,000,000	11,053.36	221,067,251	11,066.32	221,326,538	1.8750000	2026/6/30	2.70
11	イタリア	国債証券	ITALY 2.8 281201	1,430,000	14,095.71	201,568,789	13,752.20	196,656,519	2.8000000	2028/12/1	2.40
12	ドイツ	国債証券	GERMANY 1.5 240515	1,480,000	13,407.25	198,427,384	13,212.08	195,538,808	1.5000000	2024/5/15	2.39
13	アメリカ	国債証券	Treasury 2.375 290515	1,660,000	11,510.60	191,075,965	11,526.04	191,332,275	2.3750000	2029/5/15	2.34
14	アメリカ	国債証券	Treasury 2.75 250228	1,540,000	11,447.26	176,287,913	11,555.95	177,961,639	2.7500000	2025/2/28	2.17
15	イタリア	国債証券	ITALY 1.75 240701	1,180,000	12,866.43	151,823,944	12,708.49	149,960,274	1.7500000	2024/7/1	1.83
16	イタリア	国債証券	ITALY 1.35 220415	1,140,000	12,462.49	142,072,434	12,416.54	141,548,663	1.3500000	2022/4/15	1.73
17	アメリカ	国債証券	Treasury 2.875 430515	1,120,000	11,552.00	129,382,471	12,348.50	138,303,285	2.8750000	2043/5/15	1.69
18	ノル ウェー	国債証券	NORWAY 2.0 230524	11,010,000	1,223.03	134,655,631	1,223.25	134,680,155	2.0000000	2023/5/24	1.64
19	ドイツ	国債証券	GERMANY 0.25 290215	1,030,000	12,865.94	132,519,196	12,794.96	131,788,095	0.2500000	2029/2/15	1.61
20	オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIA 4.75 270421	1,330,000	9,272.09	123,318,886	9,459.96	125,817,567	4.7500000	2027/4/21	1.54
21	ドイツ	国債証券	GERMANY 0.5 280215	800,000	13,092.33	104,738,686	13,042.77	104,342,186	0.5000000	2028/2/15	1.27
22	ドイツ	国債証券	GERMANY 4.0 370104	490,000	21,100.83	103,394,108	20,694.32	101,402,214	4.0000000	2037/1/4	1.24

23	アメリカ	国債証券	Treasury 2.875 490515	790,000	12,249.81	96,773,533	12,567.62	99,284,258	2.8750000	2049/5/15	1.21
24	ベルギー	国債証券	BELGIUM 2.25 230622	720,000	13,410.33	96,554,387	13,273.82	95,571,530	2.2500000	2023/6/22	1.17
25	フランス	国債証券	FRANCE 2.75 271025	630,000	15,033.70	94,712,350	14,946.28	94,161,604	2.7500000	2027/10/25	1.15
26	ドイツ	国債証券	GERMANY 2.5 460815	450,000	18,982.07	85,419,323	19,732.98	88,798,436	2.5000000	2046/8/15	1.08
27	フランス	国債証券	FRANCE 4.0 381025	440,000	20,015.52	88,068,324	20,053.99	88,237,584	4.0000000	2038/10/25	1.08
28	アメリカ	国債証券	Treasury 1.625 230531	760,000	10,869.44	82,607,802	10,956.00	83,265,600	1.6250000	2023/5/31	1.02
29	フランス	国債証券	FRA 0.75 281125	600,000	13,072.22	78,433,328	13,026.13	78,156,791	0.7500000	2028/11/25	0.95
30	イギリス	国債証券	UK GILT 4.0 600122	250,000	25,978.70	64,946,767	27,259.81	68,149,549	4.0000000	2060/1/22	0.83

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

(注3) 償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2019年11月29日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	95.64
特殊債券	0.33
合計	95.97

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考) S O M P O 外国株式アクティブバリュー (リスク抑制型) マザーファンド

2019年11月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	943	14,317.32	13,501,241	15,091.88	14,231,652	2.96
2	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	546	19,605.76	10,704,746	20,199.57	11,028,969	2.30
3	アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CO	ソフトウェア・サービス	730	15,024.14	10,967,625	14,655.84	10,698,764	2.23
4	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	776	13,045.30	10,123,160	13,340.02	10,351,860	2.16
5	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	600	15,836.89	9,502,138	16,688.17	10,012,907	2.09

6	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	2,401	4,260.78	10,230,153	4,126.02	9,906,597	2.06
7	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	電気通信サービス	1,490	6,559.35	9,773,442	6,584.55	9,810,988	2.04
8	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	287	32,728.50	9,393,082	33,891.11	9,726,751	2.03
9	スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED-B	食品・飲料・タバコ	849	11,481.30	9,747,625	11,439.62	9,712,240	2.02
10	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	310	28,211.70	8,745,627	29,344.55	9,096,811	1.90
11	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	574	14,808.12	8,499,866	14,890.29	8,547,032	1.78
12	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,330	6,205.47	8,253,286	6,310.65	8,393,172	1.75
13	アメリカ	株式	LOCKHEED MARTIN CORPORAT	資本財	190	41,028.03	7,795,326	43,192.93	8,206,658	1.71
14	アメリカ	株式	US BANCORP	銀行	1,240	6,369.81	7,898,575	6,594.41	8,177,076	1.70
15	アメリカ	株式	WELLS FARGO COMPANY	銀行	1,370	5,776.00	7,913,125	5,953.49	8,156,282	1.70
16	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	55	141,289.67	7,770,932	143,756.96	7,906,633	1.65
17	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,560	5,147.22	8,029,671	4,956.49	7,732,131	1.61
18	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	1,320	5,850.42	7,722,560	5,787.11	7,638,991	1.59
19	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE		310	23,548.50	7,300,038	23,239.86	7,204,359	1.50
20	アメリカ	株式	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	銀行	415	16,435.09	6,820,565	16,794.45	6,969,698	1.45
21	スペイン	株式	TELEFONICA S.A.	電気通信サービス	8,412	836.05	7,032,856	826.76	6,954,747	1.45
22	アメリカ	株式	CARDINAL HEALTH INC	ヘルスケア機器・サービス	1,145	5,668.63	6,490,586	6,049.90	6,927,139	1.44
23	アメリカ	株式	CVS HEALTH CORPORATION	ヘルスケア機器・サービス	830	7,454.46	6,187,203	8,221.38	6,823,747	1.42
24	アメリカ	株式	BB&T CORP	銀行	1,110	5,983.07	6,641,209	6,017.03	6,678,909	1.39
25	スイス	株式	TE CONNECTIVITY LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	650	10,297.54	6,693,404	10,234.00	6,652,100	1.39
26	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	500	13,319.21	6,659,605	12,935.75	6,467,875	1.35
27	アメリカ	株式	GENERAL DYNAMICS CORP	資本財	315	19,509.34	6,145,445	19,978.26	6,293,154	1.31
28	ドイツ	株式	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	家庭用品・パーソナル用品	521	11,422.28	5,951,010	11,627.28	6,057,817	1.26
29	ドイツ	株式	ALLIANZ AG-REG	保険	228	26,777.00	6,105,158	26,385.09	6,015,801	1.25
30	ケイマン	株式	CK HUTCHISON HOLDINGS	資本財	5,900	1,029.70	6,075,230	1,013.60	5,980,240	1.25

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2019年11月29日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	4.51
		素材	0.46
		資本財	5.49
		運輸	1.12
		自動車・自動車部品	0.54
		消費者サービス	2.73
		メディア・娯楽	5.31
		小売	3.64
		食品・生活必需品小売り	2.89
		食品・飲料・タバコ	4.43
		家庭用品・パーソナル用品	5.57
		ヘルスケア機器・サービス	3.82
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.78
		銀行	9.35
		各種金融	0.84
		保険	8.83
		不動産	0.96
		ソフトウェア・サービス	7.99
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.89
		電気通信サービス	7.03
公益事業	2.65		
投資証券			6.89
合計			97.72

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類及び各業種の時価の比率です。

（参考）S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

2019年11月29日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率(%)	償還日	投資 比率 (%)
1	南アフリカ	国債証券	S-AFRICA 10.5 261221	18,414,000	814.89	150,055,098	821.67	151,303,469	10.5000000	2026/12/21	6.48
2	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10.0 210101	3,664,000	2,774.95	101,674,209	2,844.73	104,231,201	10.0000000	2021/1/1	4.46
3	コロンビア	国債証券	COLOMBIA 7.0 220504	3,071,700,000	3.25	100,087,753	3.24	99,590,018	7.0000000	2022/5/4	4.26
4	メキシコ	国債証券	MEXICO 10.0 241205	14,227,000	611.56	87,007,182	633.71	90,158,892	10.0000000	2024/12/5	3.86
5	メキシコ	国債証券	MEXICO 7.5 270603	14,982,000	536.39	80,363,359	576.03	86,302,127	7.5000000	2027/6/3	3.70
6	インドネシア	国債証券	INDONESIA 8.25 290515	9,862,000,000	0.81	80,523,511	0.84	83,180,566	8.2500000	2029/5/15	3.56
7	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10.0 230101	2,691,000	2,816.87	75,802,225	2,996.21	80,628,119	10.0000000	2023/1/1	3.45

8	インドネシア	国債証券	INDONESIA 8.125 240515	9,535,000,000	0.81	77,703,472	0.82	78,999,000	8.1250000	2024/5/15	3.38
9	コロンビア	国債証券	COLOMBIA 7.5 260826	2,118,900,000	3.32	70,411,481	3.36	71,390,522	7.5000000	2026/8/26	3.06
10	ロシア	国債証券	RUSSIA 8.15 270203	34,572,000	172.69	59,703,681	189.73	65,593,919	8.1500000	2027/2/3	2.81
11	インドネシア	国債証券	INDONESIA 8.375 340315	6,722,000,000	0.80	54,271,651	0.83	56,302,100	8.3750000	2034/3/15	2.41
12	ロシア	国債証券	RUSSIA 7.05 280119	29,675,000	158.53	47,046,672	179.44	53,251,523	7.0500000	2028/1/19	2.28
13	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10.0 270101	1,681,000	2,858.63	48,053,599	3,160.63	53,130,324	10.0000000	2027/1/1	2.28
14	メキシコ	国債証券	MEXICO 7.75 310529	7,486,000	548.53	41,063,546	587.35	43,969,157	7.7500000	2031/5/29	1.88
15	南アフリカ	国債証券	S-AFRICA 6.25 360331	8,333,000	528.32	44,025,136	524.97	43,746,090	6.2500000	2036/3/31	1.87
16	南アフリカ	国債証券	S-AFRICA 7.0 310228	6,679,000	616.07	41,147,957	618.42	41,304,848	7.0000000	2031/2/28	1.77
17	メキシコ	国債証券	MEXICO 8.5 381118	6,509,000	591.55	38,504,593	629.17	40,952,691	8.5000000	2038/11/18	1.75
18	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.882 220310	1,491,000	2,658.10	39,632,326	2,672.90	39,852,944	3.8820000	2022/3/10	1.71
19	インドネシア	国債証券	INDONESIA 7.5 320815	5,113,000,000	0.72	37,051,017	0.77	39,775,714	7.5000000	2032/8/15	1.70
20	ロシア	国債証券	RUSSIA 6.9 290523	21,108,000	169.92	35,868,589	178.10	37,593,691	6.9000000	2029/5/23	1.61
21	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 4.059 240930	1,368,000	2,671.27	36,543,053	2,718.85	37,193,942	4.0590000	2024/9/30	1.59
22	タイ	国債証券	THAILAND 2.125 261217	9,499,000	355.55	33,774,302	376.32	35,746,705	2.1250000	2026/12/17	1.53
23	メキシコ	国債証券	MEXICO 6.5 210610	6,282,000	543.43	34,138,669	559.78	35,165,385	6.5000000	2021/6/10	1.51
24	インドネシア	国債証券	INDONESIA 8.25 360515	3,874,000,000	0.77	30,101,523	0.82	31,894,859	8.2500000	2036/5/15	1.37
25	コロンビア	国債証券	COLOMBIA 6.0 280428	1,006,300,000	3.03	30,558,230	3.06	30,841,155	6.0000000	2028/4/28	1.32
26	ロシア	国債証券	RUSSIA 7.7 330323	16,251,000	167.03	27,144,135	188.41	30,619,541	7.7000000	2033/3/23	1.31
27	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.899 271116	1,129,000	2,633.17	29,728,543	2,707.45	30,567,207	3.8990000	2027/11/16	1.31
28	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.62 211130	1,108,000	2,630.80	29,149,360	2,654.54	29,412,354	3.6200000	2021/11/30	1.26
29	タイ	国債証券	THAILAND 2.875 281217	7,343,000	382.40	28,080,053	399.51	29,336,583	2.8750000	2028/12/17	1.26
30	メキシコ	国債証券	MEXICO 8.5 290531	4,649,000	588.66	27,366,807	615.94	28,635,347	8.5000000	2029/5/31	1.23

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

（注3）償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2019年11月29日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	96.87
合計	96.87

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

【投資不動産物件】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055
該当事項はありません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045
該当事項はありません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）SJAMラージキャップ・バリュール・マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）SJAMスモールキャップ・マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）SOMPO外国株式アクティブバリュール（リスク抑制型）マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055
該当事項はありません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045
該当事項はありません。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）S J A M ラージキャップ・バリュース・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）S J A M スモールキャップ・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）S O M P O 外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

2019年11月29日現在

種類	通貨	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ドル	買建	1,629,969.16	178,601,522	177,927,432	7.62
	チェココルナ	買建	8,797,500.00	41,436,225	41,436,225	1.77
	ハンガリーフォリント	買建	89,447,000.00	32,200,920	32,066,749	1.37
	ポーランドズロチ	買建	5,537,600.00	154,665,168	153,945,280	6.59
	ルーマニアレイ	買建	2,831,300.00	71,122,256	70,867,439	3.03
	ドル	売建	2,748,606.66	299,424,569	300,037,901	12.85
	メキシコペソ	売建	9,715,400.00	54,600,548	53,920,470	2.31
	タイバーツ	売建	12,777,851.00	46,000,263	46,128,042	1.98
	ランド	売建	10,554,900.00	78,000,711	77,578,515	3.32

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当銘柄の時価の比率です。

（注2）為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

種類	買建/ 売建	通貨	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
直物為替先渡取引	買建	チリアンペソ/ドル	623,588.07	68,320,308	65,571,205	2.81
		コロンビアペソ/ドル	25,223.34	2,763,469	2,704,543	0.12
		ペルーヌエボソル/ドル	14,482.90	1,586,746	1,582,549	0.07
		フィリピンペソ/ドル	57,833.59	6,336,248	6,365,700	0.27
		ウォン/ドル	788,478.11	86,385,661	85,475,633	3.66
	売建	ブラジルリアル/ドル	733,533.64	80,365,945	80,413,650	3.44
		ロシアルーブル/ドル	922,478.79	101,066,776	100,685,527	4.31
		インドネシアルピア/ドル	886,290.11	97,101,944	97,315,596	4.17

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

直近日（2019年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2017年11月2日）	7,542,403	7,542,403	1.2498	1.2498
第2計算期間末（2018年11月2日）	38,138,506	38,138,506	1.1983	1.1983
第3計算期間末（2019年11月5日）	142,291,013	142,291,013	1.2301	1.2301
2018年11月末日	50,587,070		1.2109	
12月末日	49,423,784		1.1097	
2019年1月末日	64,698,591		1.1631	
2月末日	71,568,976		1.1968	
3月末日	77,508,784		1.1871	
4月末日	82,482,847		1.2117	
5月末日	87,728,860		1.1367	
6月末日	95,388,452		1.1717	
7月末日	101,934,298		1.1763	
8月末日	106,891,541		1.1205	
9月末日	126,894,836		1.1710	
10月末日	140,779,969		1.2166	
11月末日	151,698,711		1.2395	

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

直近日（2019年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2017年11月 2日)	6,662,973	6,662,973	1.1900	1.1900
第2計算期間末 (2018年11月 2日)	59,236,329	59,236,329	1.1473	1.1473
第3計算期間末 (2019年11月 5日)	177,171,646	177,171,646	1.1839	1.1839
2018年11月末日	66,294,696		1.1592	
12月末日	71,259,486		1.0859	
2019年 1月末日	83,986,801		1.1279	
2月末日	89,000,231		1.1542	
3月末日	107,075,158		1.1463	
4月末日	112,521,515		1.1633	
5月末日	115,765,978		1.1066	
6月末日	127,881,295		1.1364	
7月末日	138,385,841		1.1404	
8月末日	142,811,274		1.0988	
9月末日	155,601,863		1.1373	
10月末日	175,578,503		1.1735	
11月末日	176,126,747		1.1887	

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

直近日（2019年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2017年11月 2日)	20,568,205	20,568,205	1.1398	1.1398
第2計算期間末 (2018年11月 2日)	90,394,214	90,394,214	1.1030	1.1030
第3計算期間末 (2019年11月 5日)	279,508,613	279,508,613	1.1374	1.1374
2018年11月末日	113,435,495		1.1124	
12月末日	119,012,177		1.0615	
2019年 1月末日	144,134,069		1.0929	
2月末日	169,365,125		1.1116	
3月末日	203,640,619		1.1053	
4月末日	213,364,405		1.1145	
5月末日	223,098,987		1.0747	
6月末日	238,694,067		1.0999	
7月末日	251,842,954		1.1021	
8月末日	250,472,254		1.0747	
9月末日	262,739,656		1.1029	
10月末日	277,639,823		1.1298	
11月末日	292,232,104		1.1383	

【分配の推移】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

【収益率の推移】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

	収益率（％）
第1計算期間	25.0
第2計算期間	4.1
第3計算期間	2.7

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

	収益率（％）

第1計算期間	19.0
第2計算期間	3.6
第3計算期間	3.2

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

	収益率(%)
第1計算期間	14.0
第2計算期間	3.2
第3計算期間	3.1

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

	設定口数	解約口数
第1計算期間	6,104,082	69,288
第2計算期間	38,087,004	12,294,962
第3計算期間	96,963,950	13,116,584

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

	設定口数	解約口数
第1計算期間	20,589,294	14,990,300
第2計算期間	53,773,312	7,739,646
第3計算期間	108,529,173	10,515,921

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

	設定口数	解約口数

第1計算期間	18,121,057	75,731
第2計算期間	72,348,741	8,438,546
第3計算期間	202,869,686	39,078,259

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

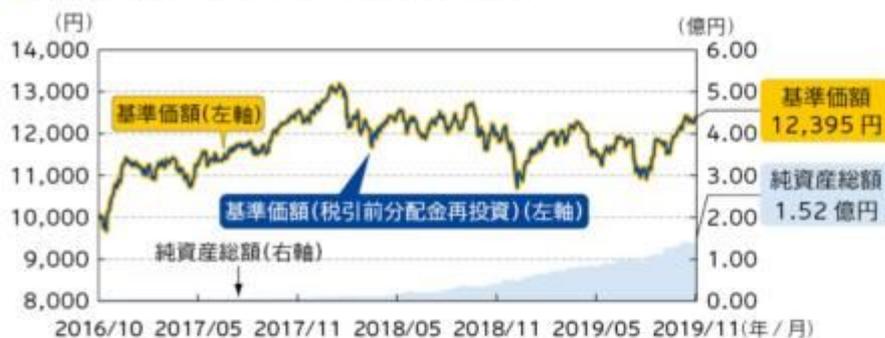
参考情報

基準日:2019年11月29日

● 基準価額・純資産の推移 2016/10/25 ~ 2019/11/29

● 分配の推移

● SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

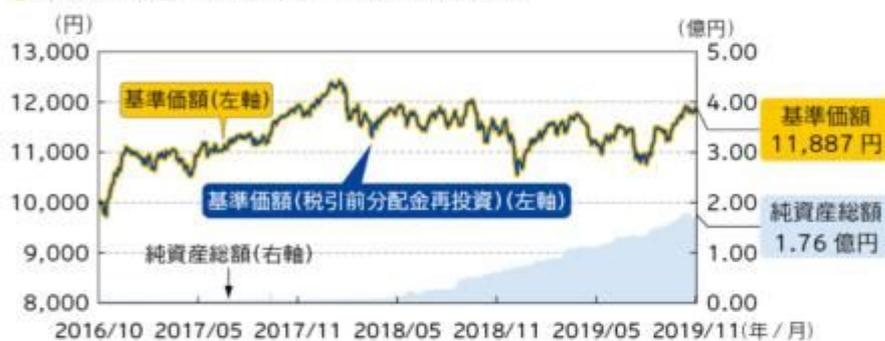


● SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

2017年11月	0円
2018年11月	0円
2019年11月	0円
-	-
-	-
設定来累計	0円

● 1万口当たり、税引前

● SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

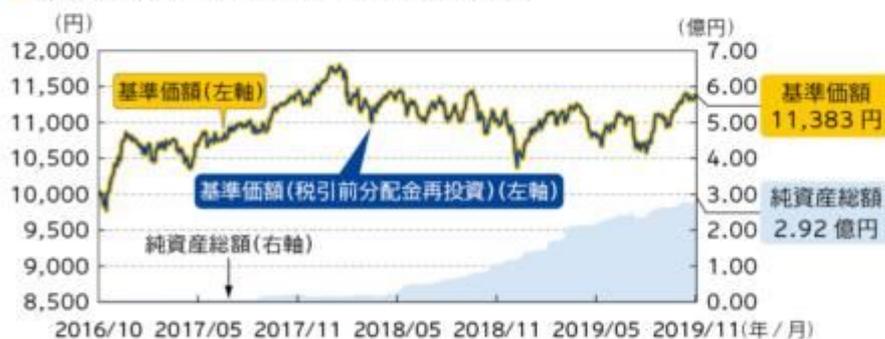


● SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

2017年11月	0円
2018年11月	0円
2019年11月	0円
-	-
-	-
設定来累計	0円

● 1万口当たり、税引前

● SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035



● SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

2017年11月	0円
2018年11月	0円
2019年11月	0円
-	-
-	-
設定来累計	0円

● 1万口当たり、税引前

- 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したもとして計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

● 主要な資産の状況

資産別構成	SOMPO		
	ターゲットイヤー・ ファンド2055	ターゲットイヤー・ ファンド2045	ターゲットイヤー・ ファンド2035
資産の種類	純資産比	純資産比	純資産比
損保ジャパン日本債券マザーファンド	10.36%	24.81%	37.01%
SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド	16.18%	13.72%	12.08%
SJAMスモールキャップ・マザーファンド	16.27%	13.78%	12.09%
損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド	2.97%	3.35%	8.86%
SOMPO外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド	33.51%	23.60%	12.48%
SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド	3.13%	8.10%	10.30%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	15.68%	11.85%	6.02%
コール・ローン等	1.90%	0.80%	1.15%
合計	100.00%	100.00%	100.00%

● 損保ジャパン日本債券マザーファンド

組入上位5銘柄			
	銘柄名	種類	償還日
1	第405回利付国債(2年)	国債証券	2021/10/01
2	第140回利付国債(5年)	国債証券	2024/06/20
3	第345回利付国債(10年)	国債証券	2026/12/20
4	第404回利付国債(2年)	国債証券	2021/09/01
5	第38回利付国債(30年)	国債証券	2043/03/20
組入銘柄数			79銘柄

● SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド

組入上位5銘柄		
	銘柄名	業種
1	野村ホールディングス	証券,商品先物取引業
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業
4	日本製鉄	鉄鋼
5	本田技研工業	輸送用機器
組入銘柄数		37銘柄

● SJAMスモールキャップ・マザーファンド

組入上位5銘柄		
	銘柄名	業種
1	シチズン時計	精密機器
2	伊予銀行	銀行業
3	みらかホールディングス	サービス業
4	八十二銀行	銀行業
5	NOK	輸送用機器
組入銘柄数		71銘柄

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

● 損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド

組入上位5銘柄						
	銘柄名	発行国	種類	通貨	償還日	純資産比
1	Treasury 1.875 220228	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2022/02/28	8.9%
2	Treasury 2.125 240229	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2024/02/29	6.1%
3	FRANCE 0.0 220525	フランス	国債証券	ユーロ	2022/05/25	5.1%
4	GERMANY 0.0 211008	ドイツ	国債証券	ユーロ	2021/10/08	4.6%
5	Treasury 2.125 250515	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2025/05/15	3.5%
組入銘柄数					121銘柄	

● SOMPO外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド

組入上位5銘柄					
	銘柄名	通貨	発行国/地域	業種	純資産比
1	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ・ドル	アメリカ	ヘルスケア	3.0%
2	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	2.3%
3	INTL BUSINESS MACHINES CO	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	2.2%
4	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ・ドル	アメリカ	生活必需品	2.2%
5	MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	2.1%
組入銘柄数			93銘柄		

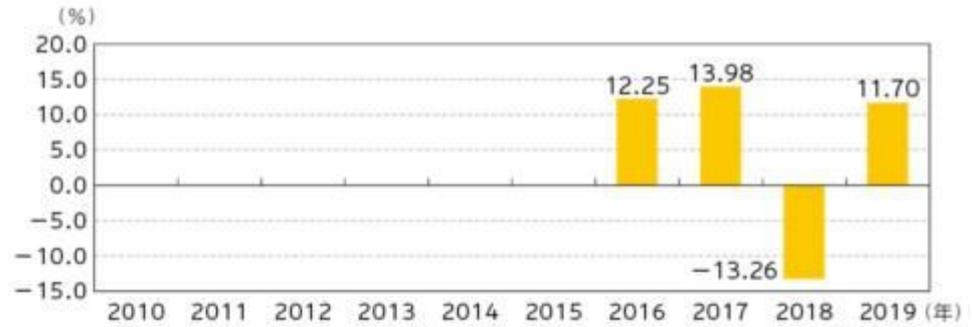
● SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

組入上位5銘柄						
	銘柄名	発行国	種類	通貨	償還日	純資産比
1	S-AFRICA 10.5 261221	南アフリカ	国債証券	南アフリカ・ランド	2026/12/21	6.5%
2	BRAZIL 10.0 210101	ブラジル	国債証券	ブラジルレアル	2021/01/01	4.5%
3	COLOMBIA 7.0 220504	コロンビア	国債証券	コロンビア・ペソ	2022/05/04	4.3%
4	MEXICO 10.0 241205	メキシコ	国債証券	メキシコ・ペソ	2024/12/05	3.9%
5	MEXICO 7.5 270603	メキシコ	国債証券	メキシコ・ペソ	2027/06/03	3.7%
組入銘柄数					66銘柄	

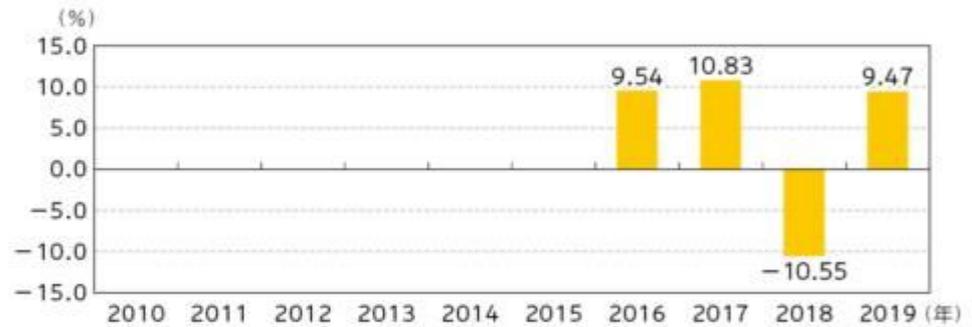
- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

年間収益率の推移（暦年ベース）

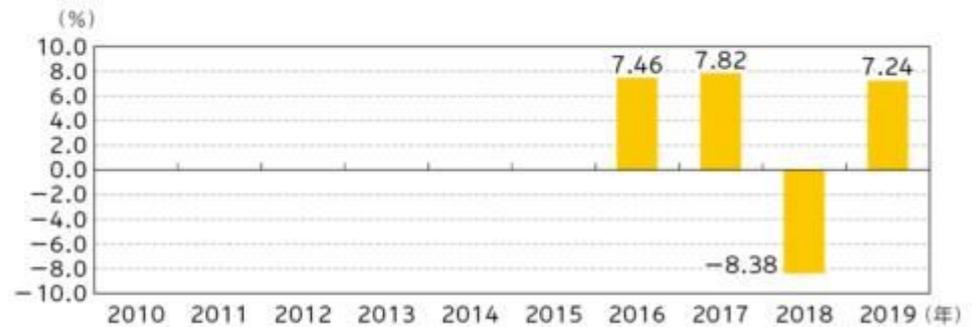
● SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055



● SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045



● SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035



- ファンドの年間収益率は基準価額（税引前分配金再投資）を使用して計算しています。
- 2016年は設定日（10月25日）から年末、2019年は年初から基準日までの収益率です。
- 各ファンドはベンチマークを設定していません。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、継続

申込期間中であっても、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの休業日、あるいはニューヨーク、ロンドンまたはシンガポールの銀行の休業日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。

委託会社は、取得申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくこととなります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社の照会先

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sjnk-am.co.jp/>

- (4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委

託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの休業日、あるいはニューヨーク、ロンドンまたはシンガポールの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

- (4) 委託会社は、換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。
- (5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きま

す。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

委託会社の照会先

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <https://www.sjnk-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第51条第1項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年11月3日から翌年11月2日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- () 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前記()の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同

じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- () 前記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()から()までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- () 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第52条の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第52条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第52条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本()から()までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託会社は、前記()の事項(前記()の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記()の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この

信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- () 前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 前記()から()までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書に記載すべき事項の提供

- () 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
- () 前記()の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

- () 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.sjnk-am.co.jp/>
- () 前記()の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

委託会社と運用委託先との間の投資一任契約は、原則として、ファンドの償還日に終了するものとし、ただし、運用委託先が契約に違反した場合等には、契約の中止または変更をすることができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは委託会社において行うものとし、

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとし、

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの休業日、あるいはニューヨーク、ロンドンまたはシンガポールの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとし、

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2018年11月3日から2019年11月5日までの財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第2期 2018年11月2日現在	第3期 2019年11月5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	445,056	2,034,139
投資信託受益証券	6,721,185	23,842,133
親投資信託受益証券	31,133,171	117,351,738
流動資産合計	38,299,412	143,228,010
資産合計	38,299,412	143,228,010
負債の部		
流動負債		
未払解約金	197	303,958
未払受託者報酬	4,214	16,744
未払委託者報酬	155,918	613,908
未払利息	1	3
その他未払費用	576	2,384
流動負債合計	160,906	936,997
負債合計	160,906	936,997
純資産の部		
元本等		
元本	31,826,836	115,674,202
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	6,311,670	26,616,811
元本等合計	38,138,506	142,291,013
純資産合計	38,138,506	142,291,013
負債純資産合計	38,299,412	143,228,010

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第2期		第3期	
	自	2017年11月3日 至 2018年11月2日	自	2018年11月3日 至 2019年11月5日
営業収益				
受取配当金		41,957		274,892
有価証券売買等損益		979,920		7,221,709
為替差損益		104,339		327,154
営業収益合計		833,624		7,169,447
営業費用				
支払利息		262		757
受託者報酬		5,869		27,037
委託者報酬		217,560		990,975
その他費用		18,772		37,297
営業費用合計		242,463		1,056,066
営業利益又は営業損失()		1,076,087		6,113,381
経常利益又は経常損失()		1,076,087		6,113,381
当期純利益又は当期純損失()		1,076,087		6,113,381
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		19,685		214,774
期首剰余金又は期首欠損金()		1,507,609		6,311,670
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,817,614		16,370,798
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		8,817,614		16,370,798
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,957,151		2,393,812
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,957,151		2,393,812
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		6,311,670		26,616,811

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年11月2日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2019年11月5日としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

期別	第2期 2018年11月2日現在	第3期 2019年11月5日現在
1. 受益権の総数	31,826,836口	115,674,202口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	<p>1口当たり純資産額 1.1983円</p> <p>(1万口当たり純資産額) (11,983円)</p>	<p>1口当たり純資産額 1.2301円</p> <p>(1万口当たり純資産額) (12,301円)</p>

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期		第3期	
	自	至	自	至
	2017年11月3日	2018年11月2日	2018年11月3日	2019年11月5日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	S NAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の49の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。		同左	
2. 分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益（199,732円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（6,324,713円）及び分配準備積立金（715,545円）より分配対象収益は7,239,990円（1万口当たり2,274.78円）であります。分配を行っておりません。		計算期間末における経費控除後の配当等収益（2,037,111円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（3,253,467円）、信託約款に規定される収益調整金（25,794,066円）及び分配準備積立金（756,025円）より分配対象収益は31,840,669円（1万口当たり2,752.59円）であります。分配を行っておりません。	

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第2期		第3期	
	自	至	自	至
	2017年11月3日	2018年11月2日	2018年11月3日	2019年11月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。		同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>（1）金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>（2）金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>		同左	

項目	第2期	第3期
	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期	第3期
	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期	第3期
2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第2期	第3期
	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
期首元本額	6,034,794円	31,826,836円
期中追加設定元本額	38,087,004円	96,963,950円
期中一部解約元本額	12,294,962円	13,116,584円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期	第3期
	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	200,458	1,378,564
親投資信託受益証券	456,585	5,958,388
合計	657,043	7,336,952

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2019年11月5日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	4,180	219,157.40	
	ドル 小計		4,180	219,157.40 (23,842,133)	
投資信託受益証券 合計			4,180	23,842,133 (23,842,133)	
親投資信託受益証券	日本円	損保ジャパン日本債券マザーファンド	9,993,339	14,686,210	
		損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド	2,593,782	4,185,586	
		S J A M ラージキャップ・バリュウ・マザーファンド	12,400,865	23,321,066	
		S J A M スモールキャップ・マザーファンド	9,654,088	23,467,157	
		S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド	3,539,972	4,408,681	
		S O M P O 外国株式アクティブバリュウ（リスク抑制型）マザーファンド	33,773,599	47,283,038	
親投資信託受益証券 合計			71,955,645	117,351,738	
合計				141,193,871 (23,842,133)	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。

2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	投資信託受益証券 1銘柄	16.76%	16.89%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第2期 2018年11月2日現在	第3期 2019年11月5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	660,392	2,199,300
投資信託受益証券	7,521,326	20,921,757
親投資信託受益証券	51,253,713	154,887,676
流動資産合計	59,435,431	178,008,733
資産合計	59,435,431	178,008,733
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,963	-
未払受託者報酬	5,135	22,145
未払委託者報酬	189,270	811,753
未払利息	1	3
その他未払費用	733	3,186
流動負債合計	199,102	837,087
負債合計	199,102	837,087
純資産の部		
元本等		
元本	51,632,660	149,645,912
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,603,669	27,525,734
元本等合計	59,236,329	177,171,646
純資産合計	59,236,329	177,171,646
負債純資産合計	59,435,431	178,008,733

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第2期		第3期	
	自	2017年11月3日 至 2018年11月2日	自	2018年11月3日 至 2019年11月5日
営業収益				
受取配当金		25,432		258,117
有価証券売買等損益		949,829		8,166,119
為替差損益		122,673		322,878
営業収益合計		801,724		8,101,358
営業費用				
支払利息		183		929
受託者報酬		6,338		35,951
委託者報酬		234,447		1,317,845
その他費用		22,186		38,533
営業費用合計		263,154		1,393,258
営業利益又は営業損失()		1,064,878		6,708,100
経常利益又は経常損失()		1,064,878		6,708,100
当期純利益又は当期純損失()		1,064,878		6,708,100
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		51,667		57,563
期首剰余金又は期首欠損金()		1,063,979		7,603,669
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,922,653		14,631,526
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		8,922,653		14,631,526
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,369,752		1,475,124
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,369,752		1,475,124
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		7,603,669		27,525,734

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年11月2日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2019年11月5日としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

期別	第2期 2018年11月2日現在	第3期 2019年11月5日現在
1. 受益権の総数	51,632,660口	149,645,912口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	<p>1口当たり純資産額 1.1473円</p> <p>(1万口当たり純資産額) (11,473円)</p>	<p>1口当たり純資産額 1.1839円</p> <p>(1万口当たり純資産額) (11,839円)</p>

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期		第3期	
	自	至	自	至
	2017年11月3日	2018年11月2日	2018年11月3日	2019年11月5日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	S NAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の49の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。		同左	
2. 分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益(220,003円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,059,176円)及び分配準備積立金(324,490円)より分配対象収益は7,603,669円(1万口当たり1,472.61円)ですが、分配を行っておりません。		計算期間末における経費控除後の配当等収益(2,487,947円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(3,170,976円)、信託約款に規定される収益調整金(21,378,155円)及び分配準備積立金(488,656円)より分配対象収益は27,525,734円(1万口当たり1,839.35円)ですが、分配を行っておりません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第2期		第3期	
	自	至	自	至
	2017年11月3日	2018年11月2日	2018年11月3日	2019年11月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。		同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>		同左	

項目	第2期 自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	第3期 自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2018年11月2日現在	第3期 2019年11月5日現在
	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 2018年11月2日現在	第3期 2019年11月5日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第2期 自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	第3期 自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
	期首元本額	5,598,994円
期中追加設定元本額	53,773,312円	108,529,173円
期中一部解約元本額	7,739,646円	10,515,921円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2018年11月2日現在	第3期 2019年11月5日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	224,111	1,182,156
親投資信託受益証券	481,908	6,912,887
合計	706,019	8,095,043

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2019年11月5日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	3,668	192,313.24	
	ドル 小計		3,668	192,313.24 (20,921,757)	
投資信託受益証券 合計			3,668	20,921,757 (20,921,757)	
親投資信託受益証券	日本円	損保ジャパン日本債券マザーファンド	29,828,502	43,835,966	
		損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド	3,645,873	5,883,345	
		S J A M ラージキャップ・バリュウ・マザーファンド	13,101,310	24,638,323	
		S J A M スモールキャップ・マザーファンド	10,203,999	24,803,880	
		S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド	11,423,764	14,227,155	
		S O M P O 外国株式アクティブバリュウ（リスク抑制型）マザーファンド	29,642,148	41,499,007	
親投資信託受益証券 合計			97,845,596	154,887,676	
合計				175,809,433 (20,921,757)	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。

2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	投資信託受益証券 1銘柄	11.81%	11.90%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2018年11月2日現在	第3期 2019年11月5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,028,778	4,221,682
投資信託受益証券	6,334,910	17,636,334
親投資信託受益証券	83,393,470	259,152,640
流動資産合計	90,757,158	281,010,656
資産合計	90,757,158	281,010,656
負債の部		
流動負債		
未払解約金	198	6,042
未払受託者報酬	9,567	39,572
未払委託者報酬	351,779	1,450,683
未払利息	3	7
その他未払費用	1,397	5,739
流動負債合計	362,944	1,502,043
負債合計	362,944	1,502,043
純資産の部		
元本等		
元本	81,955,521	245,746,948
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	8,438,693	33,761,665
元本等合計	90,394,214	279,508,613
純資産合計	90,394,214	279,508,613
負債純資産合計	90,757,158	281,010,656

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第2期		第3期	
	自	2017年11月3日	自	2018年11月3日
	至	2018年11月2日	至	2019年11月5日
営業収益				
受取配当金		33,079		252,937
有価証券売買等損益		1,832,619		11,996,454
為替差損益		87,716		336,661
営業収益合計		1,711,824		11,912,730
営業費用				
支払利息		270		1,947
受託者報酬		12,287		64,632
委託者報酬		453,043		2,369,400
その他費用		23,200		31,906
営業費用合計		488,800		2,467,885
営業利益又は営業損失()		2,200,624		9,444,845
経常利益又は経常損失()		2,200,624		9,444,845
当期純利益又は当期純損失()		2,200,624		9,444,845
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		135,717		93,734
期首剰余金又は期首欠損金()		2,522,879		8,438,693
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,149,737		19,650,777
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		9,149,737		19,650,777
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,169,016		3,866,384
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,169,016		3,866,384
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		8,438,693		33,761,665

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年11月2日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2019年11月5日としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

期別	第2期 2018年11月2日現在	第3期 2019年11月5日現在
1. 受益権の総数	81,955,521口	245,746,948口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	<p>1口当たり純資産額 1.1030円</p> <p>(1万口当たり純資産額) (11,030円)</p>	<p>1口当たり純資産額 1.1374円</p> <p>(1万口当たり純資産額) (11,374円)</p>

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期		第3期	
	自	至	自	至
	2017年11月3日	2018年11月2日	2018年11月3日	2019年11月5日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	S NAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の49の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。		同左	
2. 分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益(416,186円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,242,088円)及び分配準備積立金(780,419円)より分配対象収益は8,438,693円(1万口当たり1,029.64円)ですが、分配を行っておりません。		計算期間末における経費控除後の配当等収益(4,123,663円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(3,365,639円)、信託約款に規定される収益調整金(25,284,017円)及び分配準備積立金(988,346円)より分配対象収益は33,761,665円(1万口当たり1,373.81円)ですが、分配を行っておりません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第2期		第3期	
	自	至	自	至
	2017年11月3日	2018年11月2日	2018年11月3日	2019年11月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。		同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>		同左	

項目	第2期 自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	第3期 自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2018年11月2日現在	第3期 2019年11月5日現在
	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 2018年11月2日現在	第3期 2019年11月5日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第2期 自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	第3期 自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
	期首元本額	18,045,326円
期中追加設定元本額	72,348,741円	202,869,686円
期中一部解約元本額	8,438,546円	39,078,259円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2018年11月2日現在	第3期 2019年11月5日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	178,119	1,073,885
親投資信託受益証券	1,229,883	10,701,285
合計	1,408,002	11,775,170

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2019年11月5日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	3,092	162,113.56	
	ドル 小計		3,092	162,113.56 (17,636,334)	
投資信託受益証券 合計			3,092	17,636,334 (17,636,334)	
親投資信託受益証券	日本円	損保ジャパン日本債券マザーファンド	70,010,959	102,888,105	
		損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド	15,377,900	24,815,317	
		S J A M ラージキャップ・バリュウ・マザーファンド	18,171,946	34,174,161	
		S J A M スモールキャップ・マザーファンド	14,151,252	34,398,863	
		S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド	22,410,288	27,909,772	
		S O M P O 外国株式アクティブバリュウ（リスク抑制型）マザーファンド	24,976,016	34,966,422	
親投資信託受益証券 合計			165,098,361	259,152,640	
合計				276,788,974 (17,636,334)	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。

2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	投資信託受益証券 1銘柄	6.31%	6.37%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035 / 2045 / 2055の主要投資対象の状況は以下のとおりです。

*なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン日本債券マザーファンド

貸借対照表

	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	137,390,042	383,238,628
国債証券	9,761,259,300	12,879,214,900
地方債証券	-	114,229,000
特殊債券	503,428,602	344,596,962
社債券	5,382,342,400	4,068,587,000
未収利息	18,909,269	20,543,075
前払費用	2,472,340	2,868,735
流動資産合計	15,805,801,953	17,813,278,300
資産合計	15,805,801,953	17,813,278,300
負債の部		
流動負債		
未払金	-	230,830,200
未払利息	402	661
その他未払費用	5,596	-
流動負債合計	5,998	230,830,861
負債合計	5,998	230,830,861
純資産の部		
元本等		
元本	11,207,005,092	11,963,987,873
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	4,598,790,863	5,618,459,566
元本等合計	15,805,795,955	17,582,447,439
純資産合計	15,805,795,955	17,582,447,439
負債純資産合計	15,805,801,953	17,813,278,300

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券
--------------------	----------------------

2. 費用・収益の計上基準	<p>個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
---------------	--

（貸借対照表に関する注記）

期別	2018年11月2日現在		2019年11月5日現在	
1. 受益権の総数	11,207,005,092口		11,963,987,873口	
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4103円 (14,103円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4696円 (14,696円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
1. 金融商品に対する取組方針	同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	同左	

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	<p>当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	同左

項目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	11,002,070,281円	11,207,005,092円
同期中追加設定元本額	2,204,135,679円	2,263,791,245円
同期中一部解約元本額	1,999,200,868円	1,506,808,464円
元本の内訳*		
マルチアセット 動的アロケーションファンド 成長型(適格機関投資家専用)	250,182円	87,253円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 標準型(適格機関投資家専用)	842,819円	944,710円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 安定型(適格機関投資家専用)	1,235,089円	1,642,919円
S N A M絶対収益ターゲットファンド(適格機関投資家専用)	238,295,682円	298,951,279円
損保ジャパン日本債券ファンド	1,031,050,424円	1,086,271,327円
ハッピーエイジング20	142,961,881円	147,547,577円
ハッピーエイジング30	697,976,518円	725,186,161円
ハッピーエイジング40	3,529,763,971円	3,822,000,791円
ハッピーエイジング50	2,843,662,008円	3,067,877,609円
ハッピーエイジング60	2,214,970,686円	2,330,105,485円
パン・アフリカ株式ファンド	15,650,501円	13,837,729円
好配当グローバルREITプレミアム・ファンド 円ヘッジありコース	2,242,413円	1,512,353円

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
好配当グローバルREITプレミアム・ファンド 円ヘッジなしコース	16,670,581円	11,613,726円
好配当グローバルREITプレミアム・ファンド 通貨セレクトコース	264,579,757円	216,363,333円
好配当米国株式プレミアム・ファンド 通貨セレクト・プレミアムコース	11,710,166円	9,217,515円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035	22,605,959円	70,010,959円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045	9,808,064円	29,828,502円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055	2,280,624円	9,993,339円
ターゲット・リターン戦略ファンド	160,447,767円	120,995,306円
計	11,207,005,092円	11,963,987,873円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	113,605,000	20,203,700
地方債証券	-	1,164,000
特殊債券	2,439,108	1,249,412
社債券	13,753,340	296,400
合計	129,797,448	22,913,512

(注)「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しておりません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第404回利付国債(2年)	1,470,000,000	1,479,128,700	
	第405回利付国債(2年)	2,130,000,000	2,144,036,700	
	第140回利付国債(5年)	920,000,000	935,916,000	
	第10回利付国債(40年)	70,000,000	82,314,400	
	第11回利付国債(40年)	120,000,000	137,106,000	
	第12回利付国債(40年)	10,000,000	10,357,700	
	第342回利付国債(10年)	40,000,000	40,945,200	
	第353回利付国債(10年)	340,000,000	349,149,400	
	第354回利付国債(10年)	500,000,000	512,850,000	
	第355回利付国債(10年)	710,000,000	727,679,000	
	第356回利付国債(10年)	30,000,000	30,720,600	
	第35回利付国債(30年)	210,000,000	287,700,000	
	第38回利付国債(30年)	560,000,000	752,460,800	
	第43回利付国債(30年)	320,000,000	426,617,600	
	第53回利付国債(30年)	100,000,000	106,987,000	
	第57回利付国債(30年)	210,000,000	235,699,800	
	第58回利付国債(30年)	170,000,000	190,724,700	
	第60回利付国債(30年)	130,000,000	149,334,900	
	第61回利付国債(30年)	30,000,000	32,818,200	
	第62回利付国債(30年)	60,000,000	62,313,600	
	第63回利付国債(30年)	120,000,000	121,122,000	
	第113回利付国債(20年)	180,000,000	220,138,200	
	第130回利付国債(20年)	190,000,000	231,699,300	
	第131回利付国債(20年)	80,000,000	96,603,200	
	第144回利付国債(20年)	110,000,000	131,791,000	
	第146回利付国債(20年)	210,000,000	258,266,400	
	第148回利付国債(20年)	60,000,000	72,409,800	
	第149回利付国債(20年)	140,000,000	169,215,200	
	第150回利付国債(20年)	470,000,000	561,997,800	
	第151回利付国債(20年)	170,000,000	198,444,400	
	第154回利付国債(20年)	420,000,000	491,794,800	
	第157回利付国債(20年)	80,000,000	80,779,200	
第158回利付国債(20年)	390,000,000	412,799,400		
第162回利付国債(20年)	400,000,000	429,832,000		
第166回利付国債(20年)	600,000,000	655,146,000		
第167回利付国債(20年)	30,000,000	31,628,100		
第168回利付国債(20年)	20,000,000	20,687,800		
国債証券 合計		11,800,000,000	12,879,214,900	
地方債証券	第15回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	114,229,000	

地方債証券 合計		100,000,000	114,229,000	
特殊債券	第78回地方公共団体金融機構債券(20年)	100,000,000	99,343,000	
	第17回貸付債権担保住宅金融公庫債券	11,975,000	12,258,328	
	第31回貸付債権担保住宅金融公庫債券	13,954,000	14,411,272	
	第42回貸付債権担保住宅金融公庫債券	28,020,000	29,431,087	
	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,246,000	34,297,812	
	第65回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	51,131,000	53,864,463	
	第109回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	100,991,000	
特殊債券 合計		337,326,000	344,596,962	
社債券	第1回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債(劣後特約付)	100,000,000	104,987,000	
	第1回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債(劣後特約付)	100,000,000	105,608,000	
	第23回前田建設工業株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約)	100,000,000	100,421,000	
	第1回積水ハウス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	101,548,000	
	第1回パーソルホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定)	100,000,000	99,964,000	
	第2回ユニゾホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定同)	100,000,000	99,920,000	
	第30回東レ株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,087,000	
	第21回大王製紙株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,833,000	
	第1回大陽日酸株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	102,477,000	
	第1回武田薬品工業株式会社無担保社債(劣後特約付)FR	200,000,000	207,500,000	
	日本製鉄株式会社第1回無担保社債(劣後特約付)FR	100,000,000	100,282,000	
	第29回富士電機株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約)	100,000,000	100,621,000	
	第1回日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・期	100,000,000	101,070,000	
	第1回ドンキホーテホールディングス無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	101,690,000	
	第28回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	101,731,000	
	第6回三菱UFJ信託銀行株式会社無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,593,000	
	第7回三菱UFJ信託銀行株式会社無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,903,000	
	第69回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	104,188,000	
	第71回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,235,000	
	第11回京阪神ビルディング株式会社無担保社債(社債間限定同順)	100,000,000	101,939,000	

第3回日本航空株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,786,000	
第547回東京電力株式会社社債（一般担保付）	120,000,000	121,542,000	
第563回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,701,000	
第565回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,738,000	
第566回東京電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,779,000	
第568回東京電力株式会社社債（一般担保付）	200,000,000	201,660,000	
第1回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	200,000,000	200,188,000	
第2回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,671,000	
第12回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	200,000,000	200,268,000	
第14回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,013,000	
第27回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,323,000	
第3回A号富国生命劣後FR	200,000,000	199,880,000	
第3回A号明治安田生命劣後FR	200,000,000	202,968,000	
第2回A号住友生命劣後FR	100,000,000	100,473,000	
社債券 合計	4,020,000,000	4,068,587,000	
合計		17,406,627,862	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

SJAMラージキャップ・バリュース・マザーファンド

貸借対照表

科 目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	442,139,439	122,342,898
株式	28,240,519,910	34,913,316,720
未収配当金	389,840,000	500,223,800
流動資産合計	29,072,499,349	35,535,883,418
資産合計	29,072,499,349	35,535,883,418

科 目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	金額（円）	金額（円）
負債の部		
流動負債		
未払利息	1,296	211
その他未払費用	11,021	-
流動負債合計	12,317	211
負債合計	12,317	211
純資産の部		
元本等		
元本	15,243,777,503	18,896,159,116
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	13,828,709,529	16,639,724,091
元本等合計	29,072,487,032	35,535,883,207
純資産合計	29,072,487,032	35,535,883,207
負債純資産合計	29,072,499,349	35,535,883,418

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
1. 受益権の総数	15,243,777,503口	18,896,159,116口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.9072円 (1万口当たり純資産額) (19,072円)	1口当たり純資産額 1.8806円 (1万口当たり純資産額) (18,806円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク</p> <p>金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク</p> <p>各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク</p> <p>必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p>	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	19,734,911,731円	15,243,777,503円
同期中追加設定元本額	3,655,065,745円	11,213,234,601円
同期中一部解約元本額	8,146,199,973円	7,560,852,988円
元本の内訳*		
マルチアセット 動的アロケーションファンド 成長型（適格機関投資家専用）	472,968円	778,066円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 標準型（適格機関投資家専用）	317,844円	606,191円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 安定型（適格機関投資家専用）	106,730円	197,764円
損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュール・ファンド（F o F s用）（適格機関投資家専用）	9,975,639,951円	13,561,815,918円
ラージキャップ・バリュール・オープン（適格機関投資家専用）	670,812,374円	257,379,941円

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
ハッピーエイジング20	1,409,625,289円	1,517,679,612円
ハッピーエイジング30	1,455,801,791円	1,577,857,148円
ハッピーエイジング40	1,257,026,736円	1,420,313,416円
ハッピーエイジング50	357,864,668円	404,533,396円
ハッピーエイジング60	93,309,437円	102,411,701円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035	5,950,374円	18,171,946円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045	4,340,286円	13,101,310円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055	3,354,735円	12,400,865円
SOMPO日本株バリュー・プラスファンド	9,154,320円	8,911,842円
計	15,243,777,503円	18,896,159,116円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	2,741,193,965	1,198,971,142
合計	2,741,193,965	1,198,971,142

(注)「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2019年11月5日現在

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
大林組	608,600	1,138.00	692,586,800	
鹿島建設	865,400	1,521.00	1,316,273,400	
日揮ホールディングス	595,700	1,599.00	952,524,300	
クラレ	506,200	1,348.00	682,357,600	

J X T Gホールディングス	599,900	524.50	314,647,550	
住友ゴム工業	211,700	1,450.00	306,965,000	
A G C	232,300	4,010.00	931,523,000	
日本碍子	278,000	1,798.00	499,844,000	
日本製鉄	1,141,000	1,586.00	1,809,626,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	421,100	1,374.00	578,591,400	
住友電気工業	966,500	1,534.00	1,482,611,000	
小松製作所	188,700	2,630.50	496,375,350	
日本精工	410,400	1,057.00	433,792,800	
三菱電機	383,000	1,595.00	610,885,000	
セイコーエプソン	384,900	1,566.00	602,753,400	
デンソー	108,100	5,090.00	550,229,000	
日産自動車	1,281,000	702.80	900,286,800	
本田技研工業	633,400	3,022.00	1,914,134,800	
ヤマハ発動機	164,400	2,203.00	362,173,200	
電源開発	341,900	2,698.00	922,446,200	
大阪瓦斯	252,600	2,121.00	535,764,600	
日本郵船	295,400	2,020.00	596,708,000	
日本テレビホールディングス	611,000	1,414.00	863,954,000	
日本電信電話	282,100	5,568.00	1,570,732,800	
K D D I	408,000	3,187.00	1,300,296,000	
高島屋	105,100	1,277.00	134,212,700	
ケーズホールディングス	621,900	1,238.00	769,912,200	
ヤマダ電機	2,482,500	534.00	1,325,655,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,998,800	577.20	2,308,107,360	
三井住友トラスト・ホールディングス	183,600	4,077.00	748,537,200	
三井住友フィナンシャルグループ	520,200	3,939.00	2,049,067,800	
大和証券グループ本社	1,700,500	508.00	863,854,000	
野村ホールディングス	4,744,600	510.10	2,420,220,460	
第一生命ホールディングス	661,600	1,815.00	1,200,804,000	
クレディセゾン	535,400	1,614.00	864,135,600	
野村不動産ホールディングス	82,100	2,562.00	210,340,200	
三井不動産	278,600	2,837.00	790,388,200	
合計	28,086,200		34,913,316,720	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

S J A Mスモールキャップ・マザーファンド

貸借対照表

科 目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	361,043,329	6,692,617
株式	8,789,667,900	9,448,567,100
未収入金	131,111,843	-
未収配当金	82,857,300	118,861,300
流動資産合計	9,364,680,372	9,574,121,017
資産合計	9,364,680,372	9,574,121,017
負債の部		
流動負債		
未払金	430,595,662	-
未払利息	1,058	11
その他未払費用	7,076	-
流動負債合計	430,603,796	11
負債合計	430,603,796	11
純資産の部		
元本等		
元本	3,521,089,248	3,938,673,687
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	5,412,987,328	5,635,447,319
元本等合計	8,934,076,576	9,574,121,006
純資産合計	8,934,076,576	9,574,121,006
負債純資産合計	9,364,680,372	9,574,121,017

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2018年11月2日現在		2019年11月5日現在	
1. 受益権の総数		3,521,089,248口		3,938,673,687口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.5373円 (25,373円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.4308円 (24,308円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>（1）金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	<p>当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	同左

項目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,142,857,592円	3,521,089,248円
同期中追加設定元本額	567,576,268円	890,815,890円
同期中一部解約元本額	189,344,612円	473,231,451円
元本の内訳*		
マルチアセット 動的アロケーションファンド 成長型(適格機関投資家専用)	345,688円	601,132円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 標準型(適格機関投資家専用)	242,072円	464,793円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 安定型(適格機関投資家専用)	82,809円	152,613円
ハッピーエイジング20	1,079,864,028円	1,177,423,243円
ハッピーエイジング30	1,115,132,438円	1,224,074,301円
ハッピーエイジング40	962,673,489円	1,101,789,957円
ハッピーエイジング50	273,934,004円	313,812,115円
ハッピーエイジング60	71,466,182円	79,444,759円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035	4,558,082円	14,151,252円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045	3,247,540円	10,203,999円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055	2,512,650円	9,654,088円
SOMPO日本株バリュー・プラスファンド	7,030,266円	6,901,435円

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
計	3,521,089,248円	3,938,673,687円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	361,483,846	1,119,986,578
合計	361,483,846	1,119,986,578

(注)「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2019年11月5日現在

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
N I P P O	60,000	2,224.00	133,440,000	
東洋紡	42,000	1,493.00	62,706,000	
北越コーポレーション	148,000	573.00	84,804,000	
住友精化	16,000	3,405.00	54,480,000	
日本曹達	35,000	2,977.00	104,195,000	
A D E K A	114,000	1,595.00	181,830,000	
栄研化学	58,000	1,809.00	104,922,000	
キョーリン製薬ホールディングス	101,000	1,882.00	190,082,000	
東京製鐵	38,000	876.00	33,288,000	
大和工業	10,000	2,796.00	27,960,000	
大同特殊鋼	32,000	5,040.00	161,280,000	
愛知製鋼	26,300	3,695.00	97,178,500	
D O W Aホールディングス	14,300	3,740.00	53,482,000	
古河機械金属	34,700	1,602.00	55,589,400	
U A C J	38,000	2,080.00	79,040,000	

横河ブリッジホールディングス	33,000	1,952.00	64,416,000
東プレ	58,000	1,888.00	109,504,000
スター精密	42,000	1,669.00	70,098,000
明電舎	35,000	2,053.00	71,855,000
ダイヘン	9,000	3,380.00	30,420,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	40,000	2,048.00	81,920,000
E I Z O	67,000	4,265.00	285,755,000
トヨタ紡織	33,000	1,671.00	55,143,000
ユニプレス	31,000	1,823.00	56,513,000
東海理化電機製作所	40,000	2,119.00	84,760,000
N O K	164,300	1,751.00	287,689,300
エクセディ	80,800	2,557.00	206,605,600
豊田合成	90,000	2,544.00	228,960,000
愛三工業	36,000	892.00	32,112,000
日機装	29,000	1,192.00	34,568,000
ノーリツ鋼機	100,000	1,623.00	162,300,000
シチズン時計	570,000	593.00	338,010,000
セイコーホールディングス	32,000	2,706.00	86,592,000
トッパン・フォームズ	107,000	1,111.00	118,877,000
沖縄電力	28,000	2,021.00	56,588,000
住友倉庫	95,000	1,493.00	141,835,000
テレビ朝日ホールディングス	22,000	1,757.00	38,654,000
シップヘルスケアホールディングス	13,000	4,685.00	60,905,000
日本ライフライン	155,000	1,725.00	267,375,000
東邦ホールディングス	75,000	2,770.00	207,750,000
トラスコ中山	23,000	2,723.00	62,629,000
島忠	70,000	3,010.00	210,700,000
A O K Iホールディングス	154,000	1,139.00	175,406,000
コメリ	75,000	2,412.00	180,900,000
青山商事	91,000	1,969.00	179,179,000
ゼビオホールディングス	110,000	1,240.00	136,400,000
アークス	23,000	2,326.00	53,498,000
九州フィナンシャルグループ	150,000	451.00	67,650,000
西日本フィナンシャルホールディングス	130,900	826.00	108,123,400
第四北越フィナンシャルグループ	50,000	2,859.00	142,950,000
群馬銀行	327,700	373.00	122,232,100
七十七銀行	145,000	1,756.00	254,620,000
八十二銀行	600,000	489.00	293,400,000
滋賀銀行	35,000	2,667.00	93,345,000
百五銀行	250,000	356.00	89,000,000
ほくほくフィナンシャルグループ	180,000	1,107.00	199,260,000
広島銀行	360,000	562.00	202,320,000

中国銀行	82,000	1,093.00	89,626,000	
伊予銀行	510,000	581.00	296,310,000	
山口フィナンシャルグループ	162,300	782.00	126,918,600	
北洋銀行	800,000	243.00	194,400,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	440,000	308.00	135,520,000	
みずほリース	23,000	3,110.00	71,530,000	
リコーリース	50,000	3,780.00	189,000,000	
日立キャピタル	85,000	2,473.00	210,205,000	
ダイビル	180,000	1,163.00	209,340,000	
ゴールドクレスト	48,500	2,338.00	113,393,000	
イオンモール	42,000	1,751.00	73,542,000	
ツクイ	242,000	445.00	107,690,000	
E P Sホールディングス	68,100	1,322.00	90,028,200	
みらかホールディングス	110,000	2,651.00	291,610,000	
メイテック	13,000	5,720.00	74,360,000	
合計	8,382,900		9,448,567,100	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

貸借対照表

科 目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	12,937,270	45,934,888
コール・ローン	12,081,369	537,309,004
国債証券	7,210,988,969	7,388,952,231
特殊債券	27,386,912	26,730,894
派生商品評価勘定	461,600	-
未収入金	306,585,974	193,478,584
未収利息	36,342,453	34,644,554
前払費用	6,092,742	10,423,496
流動資産合計	7,612,877,289	8,237,473,651

科 目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	金額（円）	金額（円）
資産合計	7,612,877,289	8,237,473,651
負債の部		
流動負債		
未払金	300,370,904	198,704,301
未払利息	35	927
その他未払費用	4,957	-
流動負債合計	300,375,896	198,705,228
負債合計	300,375,896	198,705,228
純資産の部		
元本等		
元本	4,804,457,447	4,981,490,779
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,508,043,946	3,057,277,644
元本等合計	7,312,501,393	8,038,768,423
純資産合計	7,312,501,393	8,038,768,423
負債純資産合計	7,612,877,289	8,237,473,651

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び特殊債券</p> <p>個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4．費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

期別	2018年11月2日現在		2019年11月5日現在	
1. 受益権の総数	4,804,457,447口		4,981,490,779口	
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5220円 (15,220円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6137円 (16,137円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	<p>当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	同左

項目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,272,980,041円	4,804,457,447円
同期中追加設定元本額	959,796,581円	888,071,912円
同期中一部解約元本額	428,319,175円	711,038,580円
元本の内訳*		
マルチアセット 動的アロケーションファンド 成長型(適格機関投資家専用)	54,758円	48,195円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 標準型(適格機関投資家専用)	75,439円	62,590円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 安定型(適格機関投資家専用)	372,592円	353,789円
SNAM絶対収益ターゲットファンド(適格機関投資家専用)	27,724,610円	26,896,771円
ハッピーエイジング20	401,122,026円	402,536,108円
ハッピーエイジング30	1,631,735,185円	1,648,648,562円
ハッピーエイジング40	1,500,360,478円	1,579,799,335円
ハッピーエイジング50	510,933,190円	538,377,641円
ハッピーエイジング60	460,238,122円	470,855,529円
損保ジャパン外国債券ファンド(為替ヘッジなし)	265,616,722円	292,294,704円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035	4,280,868円	15,377,900円

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045	1,225,120円	3,645,873円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055	718,337円	2,593,782円
計	4,804,457,447円	4,981,490,779円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	89,582,566	76,533,594
特殊債券	189,369	117,723
合計	89,771,935	76,415,871

(注)「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2018年11月2日 現在				2019年11月5日 現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
買建	154,068,000	-	154,416,000	348,000	-	-	-	-
ユーロ	154,068,000	-	154,416,000	348,000	-	-	-	-
売建	160,346,400	-	160,232,800	113,600	-	-	-	-
ドル	160,346,400	-	160,232,800	113,600	-	-	-	-
合計	314,414,400	-	314,648,800	461,600	-	-	-	-

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において予約為替の受渡日(以下、「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

(ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2019年11月5日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ドル	Treasury 1.625 230531	760,000	760,471.20	
		Treasury 1.875 220228	6,640,000	6,677,848.00	
		Treasury 1.875 260630	1,640,000	1,658,696.00	
		Treasury 2.0 261115	90,000	91,813.50	
		Treasury 2.125 210815	60,000	60,505.80	
		Treasury 2.125 240229	3,780,000	3,862,668.60	
		Treasury 2.125 250515	2,570,000	2,633,633.20	
		Treasury 2.25 270215	40,000	41,500.00	
		Treasury 2.25 270815	150,000	155,823.00	
		Treasury 2.375 290515	1,300,000	1,366,820.00	
		Treasury 2.75 250228	1,540,000	1,626,979.20	
		Treasury 2.75 280215	2,090,000	2,252,790.10	
		Treasury 2.75 421115	485,000	529,178.65	
		Treasury 2.75 470815	440,000	483,344.40	
		Treasury 2.875 430515	1,120,000	1,248,004.80	
		Treasury 2.875 490515	370,000	417,807.70	
		Treasury 3.0 441115	500,000	571,130.00	
		Treasury 3.0 450515	75,000	85,833.75	
		Treasury 3.0 480215	1,790,000	2,060,594.30	
		Treasury 3.5 390215	195,000	238,812.60	
		Treasury 4.625 400215	420,000	593,052.60	
		Treasury 6.125 271115	60,000	79,832.40	
			ドル 小計		26,115,000
	カナダドル	CANADA 1.5 230601	392,000	391,235.60	
		CANADA 3.5 451201	70,000	96,448.10	
		CANADA 5.0 370601	100,000	150,371.00	
		CANADA 5.75 290601	810,000	1,110,226.50	
			1,372,000	1,748,281.20	

カナダドル 小計			(144,582,855)
メキシコペソ	MEXICO 6.5 210610	1,275,000	1,272,883.50
	MEXICO 8.0 231207	1,660,000	1,743,846.60
	MEXICO 8.5 290531	6,815,000	7,616,307.70
	MEXICO 8.5 381118	670,000	765,320.90
メキシコペソ 小計	10,420,000	11,398,358.70	(64,742,677)
ユーロ	BELGIUM 0.8 270622	150,000	161,542.50
	BELGIUM 2.25 230622	720,000	793,994.40
	BELGIUM 3.0 340622	150,000	209,490.00
	BELGIUM 4.25 410328	155,000	269,541.90
	BELGIUM 5.0 350328	45,000	76,777.20
	BELGIUM 5.5 280328	100,000	148,069.00
	FRA 0.00 240325	1,710,000	1,748,663.10
	FRA 0.75 281125	360,000	388,987.20
	FRANCE 0.0 220525	3,420,000	3,473,454.60
	FRANCE 0.25 201125	20,000	20,179.20
	FRANCE 2.75 271025	630,000	782,630.10
	FRANCE 3.25 450525	180,000	290,736.00
	FRANCE 4.0 381025	440,000	729,810.40
	FRANCE 4.0 550425	70,000	137,299.40
	FRANCE 4.0 600425	160,000	328,300.80
	FRANCE 4.5 410425	90,000	163,586.70
	FRANCE 5.5 290425	35,000	53,786.60
	FRANCE 5.75 321025	265,000	458,389.05
	GERMANY 0.0 211008	3,100,000	3,139,649.00
	GERMANY 0.0 220408	50,000	50,815.50
	GERMANY 0.25 290215	710,000	752,734.90
	GERMANY 0.5 280215	800,000	864,784.00
	GERMANY 1.5 240515	1,190,000	1,306,655.70
	GERMANY 2.5 460815	450,000	730,161.00
	GERMANY 4.0 370104	490,000	839,134.80
	IRELAND 0.8 220315	110,000	113,395.70
	IRELAND 1.0 260515	230,000	247,850.30
	IRELAND 2.0 450218	80,000	102,584.80
	ITALY 0.35 211101	10,000	10,090.20
	ITALY 1.35 220415	1,140,000	1,178,338.20
	ITALY 1.45 250515	20,000	21,040.20
	ITALY 1.75 240701	990,000	1,054,112.40
ITALY 2.0 251201	308,000	334,675.88	
ITALY 2.2 270601	90,000	99,545.40	
ITALY 2.45 330901	410,000	464,714.50	
ITALY 2.7 470301	280,000	325,609.20	

	ITALY 2.8 281201	1,250,000	1,455,550.00	
	ITALY 2.8 670301	60,000	68,203.20	
	ITALY 3.25 460901	120,000	152,125.20	
	ITALY 4.0 370201	50,000	67,467.50	
	ITALY 4.75 440901	30,000	46,344.90	
	ITALY 5.0 220301	10,000	11,180.40	
	ITALY 5.0 400901	95,000	146,243.00	
	ITALY 7.25 261101	115,000	166,485.50	
	NETHERLANDS 2.25 220715	195,000	210,461.55	
	NETHERLANDS 2.5 330115	70,000	93,891.70	
	NETHERLANDS 4.0 370115	60,000	100,686.60	
	NETHERLANDS 5.5 280115	125,000	185,475.00	
	SPAIN 0.25 240730	240,000	244,737.60	
	SPAIN 0.45 221031	160,000	163,891.20	
	SPAIN 1.5 270430	1,560,000	1,721,787.60	
	SPAIN 2.15 251031	270,000	305,316.00	
	SPAIN 3.45 660730	40,000	65,198.40	
	SPAIN 4.2 370131	120,000	187,123.20	
	SPAIN 4.4 231031	15,000	17,776.50	
	SPAIN 4.7 410730	235,000	406,735.65	
	SPAIN 5.15 281031	55,000	79,060.85	
	SPAIN 5.5 210430	35,000	38,101.35	
	SPAIN 5.75 320730	190,000	314,393.00	
	ユーロ 小計	24,258,000	28,119,365.73 (3,403,849,221)	
ポンド	UK GILT 1.5 260722	180,000	191,964.60	
	UK GILT 2.25 230907	250,000	266,720.00	
	UK GILT 3.5 450122	190,000	283,901.80	
	UK GILT 4.0 600122	250,000	480,870.00	
	UK GILT 4.25 271207	210,000	271,540.50	
	UK GILT 4.25 320607	120,000	168,823.20	
	UK GILT 4.25 360307	119,000	176,579.34	
	UK GILT 4.25 390907	180,000	279,937.80	
	UK GILT 4.25 401207	30,000	47,322.30	
	UK GILT 4.25 461207	71,000	120,614.09	
	UK GILT 4.25 491207	160,000	281,969.60	
	UK GILT 4.25 551207	70,000	133,618.10	
	UK GILT 4.5 340907	125,000	186,323.75	
	UK GILT 4.5 421207	70,000	116,809.00	
	UK GILT 6.0 281207	60,000	88,539.00	
	UK GILT 1.75 220907	320,000	331,299.20	
	ポンド 小計	2,405,000	3,426,832.28	

スウェーデンクローナ	SWEDEN 1.5 231113		210,000	225,758.40
	SWEDEN 2.5 250512		1,400,000	1,617,588.00
	SWEDEN 5.0 201201		520,000	550,076.80
スウェーデンクローナ 小計			2,130,000	2,393,423.20 (27,069,616)
ノルウェークローネ	NORWAY 2.0 230524		1,610,000	1,650,427.10
	NORWAY 3.75 210525		10,000	10,377.90
ノルウェークローネ 小計			1,620,000	1,660,805.00 (19,763,579)
デンマーククローネ	DENMARK 1.5 231115		1,350,000	1,469,299.50
	DENMARK 4.5 391115		410,000	792,144.60
デンマーククローネ 小計			1,760,000	2,261,444.10 (36,635,394)
ポーランドズロチ	POLAND 1.5 200425		10,000	10,035.50
	POLAND 2.5 260725		1,510,000	1,568,693.70
	POLAND 5.75 220923		13,000	14,528.15
ポーランドズロチ 小計			1,533,000	1,593,257.35 (45,168,845)
オーストラリアドル	AUSTRALIA 3.25 250421		220,000	246,936.80
	AUSTRALIA 4.75 270421		1,330,000	1,678,872.30
オーストラリアドル 小計			1,550,000	1,925,809.10 (144,127,553)
マレーシアリングgit	MALAYSIA 3.48 230315		10,000	10,076.30
	MALAYSIA 4.059 240930		640,000	660,473.60
	MALAYSIA 5.248 280915		461,000	520,800.92
マレーシアリングgit 小計			1,111,000	1,191,350.82 (31,225,304)
国債証券 合計				7,388,952,231 (7,388,952,231)
特殊債券	ランド	EIB 8.375 220729	3,500,000	3,631,915.00
	ランド 小計		3,500,000	3,631,915.00 (26,730,894)
特殊債券 合計				26,730,894 (26,730,894)
合計				7,415,683,125 (7,415,683,125)

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。

2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
----	-----	--------------	-----------------

ドル	国債証券	22銘柄	37.21%	40.34%
カナダドル	国債証券	4銘柄	1.80%	1.95%
メキシコペソ	国債証券	4銘柄	0.81%	0.87%
ユーロ	国債証券	59銘柄	42.34%	45.90%
ポンド	国債証券	16銘柄	5.98%	6.48%
スウェーデンクローナ	国債証券	3銘柄	0.34%	0.37%
ノルウェークローネ	国債証券	2銘柄	0.25%	0.27%
デンマーククローネ	国債証券	2銘柄	0.46%	0.49%
ポーランドズロチ	国債証券	3銘柄	0.56%	0.61%
オーストラリアドル	国債証券	2銘柄	1.79%	1.94%
マレーシアリングギット	国債証券	3銘柄	0.39%	0.42%
ランド	特殊債券	1銘柄	0.33%	0.36%

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

SOMP O外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド

貸借対照表

科 目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	2,366,508	2,725,638
コール・ローン	8,551,386	12,755,675
株式	317,349,968	430,452,601
投資証券	22,959,904	31,331,664
未収入金	159	-
未収配当金	334,842	324,439
流動資産合計	351,562,767	477,590,017
資産合計	351,562,767	477,590,017
負債の部		
流動負債		
未払利息	25	22
その他未払費用	291	-
流動負債合計	316	22
負債合計	316	22
純資産の部		
元本等		
元本	273,111,328	341,146,206
剰余金		
剰余金又は欠損金()	78,451,123	136,443,789

科 目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	金額（円）	金額（円）
元本等合計	351,562,451	477,589,995
純資産合計	351,562,451	477,589,995
負債純資産合計	351,562,767	477,590,017

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

期別	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
1. 受益権の総数	273,111,328口	341,146,206口

期別	2018年11月2日現在		2019年11月5日現在	
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2872円 (12,872円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4000円 (14,000円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	<p>当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p>	同左

項目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	178,291,416円	273,111,328円
同期中追加設定元本額	122,672,067円	110,868,888円
同期中一部解約元本額	27,852,155円	42,834,010円
元本の内訳*		
マルチアセット 動的アロケーションファンド 成長型(適格機関投資家専用)	744,171円	794,837円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 標準型(適格機関投資家専用)	313,084円	299,460円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 安定型(適格機関投資家専用)	60,529円	53,507円
SNAM絶対収益ターゲットファンド(適格機関投資家専用)	118,965,687円	119,334,184円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035	9,528,775円	24,976,016円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045	11,449,911円	29,642,148円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055	10,162,013円	33,773,599円
SOMPO外国株式アクティブバリュートラックファンド(リスク抑制型)	121,887,158円	132,272,455円
計	273,111,328円	341,146,206円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	7,924,377	29,929,857
投資証券	893,520	3,844,988
合計	7,030,857	33,774,845

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

2019年11月5日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ドル	CHEVRON CORP	500	121.57	60,785.00	
	PHILLIPS 66	345	118.54	40,896.30	
	PPG INDUSTRIES INC	227	128.09	29,076.43	
	GENERAL DYNAMICS CORP	315	178.07	56,092.05	
	LOCKHEED MARTIN CORPORAT	190	374.48	71,151.20	
	RAYTHEON COMPANY	220	214.34	47,154.80	
	CARNIVAL CORP	1,050	44.21	46,420.50	
	ALPHABET INC-CL A	65	1,289.61	83,824.65	
	CBS CORP-CLASS B	1,210	37.14	44,939.40	
	THE WALT DISNEY CO.	340	132.92	45,192.80	
	AUTOZONE INC	10	1,150.07	11,500.70	
	CARMAX INC	300	95.42	28,626.00	
	HOME DEPOT INC	127	234.92	29,834.84	
	ULTA BEAUTY INC	110	237.19	26,090.90	

WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	600	59.65	35,790.00
KRAFT HEINZ CO/THE	500	33.33	16,665.00
PEPSICO INC	584	135.16	78,933.44
KIMBERLY-CLARK CORP	336	129.36	43,464.96
PROCTER & GAMBLE CO	796	119.07	94,779.72
AMERISOURCEBERGEN CORP	310	87.50	27,125.00
CARDINAL HEALTH INC	1,145	51.74	59,242.30
CVS HEALTH CORPORATION	840	68.04	57,153.60
MCKESSON HBOC INC	100	137.60	13,760.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,360	56.64	77,030.40
JOHNSON & JOHNSON	773	130.23	100,667.79
BB&T CORP	1,110	54.61	60,617.10
JP MORGAN CHASE & CO	150	128.82	19,323.00
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	415	150.01	62,254.15
US BANCORP	1,260	58.14	73,256.40
WELLS FARGO COMPANY	1,370	52.72	72,226.40
BANK OF NEW YORK CO INC	750	48.72	36,540.00
AFLAC INC	770	53.45	41,156.50
ALLSTATE CORP	350	106.49	37,271.50
AON CORP	220	194.65	42,823.00
CHUBB LTD	240	147.72	35,452.80
EVEREST RE GROUP LTD	120	258.43	31,011.60
MARSH&MCLENNAN COS	360	102.69	36,968.40
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	517	62.07	32,090.19
DXC TECHNOLOGY CO	350	29.56	10,346.00
INTL BUSINESS MACHINES CO	600	137.67	82,602.00
MICROSOFT CORP	610	144.55	88,175.50
ORACLE CORPORATION	280	55.45	15,526.00
VISA INC-CLASS A SHARES	546	178.95	97,706.70
APPLE INC	310	257.50	79,825.00
CISCO SYSTEMS INC	1,220	47.48	57,925.60
TE CONNECTIVITY LTD	650	94.45	61,392.50
AT&T INC	2,431	38.89	94,541.59
VERIZON COMMUNICATIONS	1,490	59.87	89,206.30
PPL CORPORATION	1,420	33.47	47,527.40

	ドル 小計	29,892		2,531,963.41 (275,452,299)
カナダドル	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	380	144.01	54,723.80
	LOBLAW COMPANIES LTD	780	69.11	53,905.80
	カナダドル 小計	1,160		108,629.60 (8,983,667)
ユーロ	TOTAL SA	1,320	48.51	64,039.80
	BASF AG	416	70.29	29,240.64
	VINCI S.A.	211	102.40	21,606.40
	DEUTSCHE POST AG-REG	1,336	32.48	43,393.28
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE	292	71.60	20,907.20
	PUBLICIS GROUPE	968	39.08	37,829.44
	INDITEX	1,570	28.21	44,289.70
	KONINKLIJKE AHOLD NV	1,848	22.53	41,635.44
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	521	94.72	49,349.12
	ALLIANZ AG-REG	228	222.05	50,627.40
	MUENCHENER RUECKVER AG-RE	70	250.70	17,549.00
	TELEFONICA S.A.	8,412	6.93	58,320.39
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	1,410	23.24	32,768.40
	ユーロ 小計	18,602		511,556.21 (61,923,879)
ポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	1,455	23.08	33,588.67
	COMPASS GROUP PLC	1,922	20.12	38,670.64
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	408	47.10	19,216.80
	ITV PLC	9,766	1.33	13,037.61
	IMPERIAL BRANDS PLC	561	17.38	9,752.42
	RECKITT&COLMAN PLC	198	58.94	11,670.12
	UNILEVER PLC	553	45.95	25,410.35
	VODAFONE GROUP PLC	20,320	1.60	32,552.64
	ポンド 小計	35,183		183,899.25 (25,778,996)
スイスフラン	NESTLE SA-REGISTERED-B	860	104.68	90,024.80
	NOVARTIS AG-REG SHS	491	87.36	42,893.76
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	292	298.40	87,132.80
	SWISS RE LTD	438	103.75	45,442.50

スイスフラン 小計		2,081		265,493.86 (29,225,564)	
スウェーデンク ローナ	HEXAGON AB-B SHS	228	524.00	119,472.00	
スウェーデンクローナ 小計		228		119,472.00 (1,351,228)	
デンマークク ローネ	DANSKE BANK A/S	1,531	93.40	142,995.40	
デンマーククローネ 小計		1,531		142,995.40 (2,316,525)	
オーストラリア ドル	WESTPAC BANKING CORP	1,302	27.88	36,299.76	
オーストラリアドル 小計		1,302		36,299.76 (2,716,674)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS	5,900	73.55	433,945.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	4,000	55.75	223,000.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	1,000	119.70	119,700.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	4,600	57.35	263,810.00	
香港ドル 小計		15,500		1,040,455.00 (14,441,515)	
シンガポールド ル	OVERSEA-CHINESE BANKING	4,500	11.07	49,815.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	2,000	26.68	53,360.00	
シンガポールドル 小計		6,500		103,175.00 (8,262,254)	
合計		111,979		430,452,601 (430,452,601)	

(2) 株式以外の有価証券

2019年11月5日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	ドル	CROWN CASTLE INTL CORP	330	44,385.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	360	44,665.20	
		PROLOGIS INC	560	49,151.20	
		PUBLIC STORAGE	190	41,062.80	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	140	22,128.40	

		WEYERHAEUSER CO	860	25,972.00	
	ドル	合計	2,440	227,364.60	(24,734,994)
	シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	11,700	36,504.00	
		CAPITACOMMERCIAL TRUST	5,800	11,948.00	
		CAPITAMALL TRUST	13,200	33,924.00	
	シンガポールドル	合計	30,700	82,376.00	(6,596,670)
合計			33,140	31,331,664	(31,331,664)

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注）1．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

2．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	有価証券の合計金額に対す る比率
ドル	株式	49銘柄	57.68%	65.00%
	投資証券	6銘柄	5.18%	
カナダドル	株式	2銘柄	1.88%	1.95%
ユーロ	株式	13銘柄	12.97%	13.41%
ポンド	株式	8銘柄	5.40%	5.58%
スイスフラン	株式	4銘柄	6.12%	6.33%
スウェーデンクローナ	株式	1銘柄	0.28%	0.29%
デンマーククローネ	株式	1銘柄	0.49%	0.50%
オーストラリアドル	株式	1銘柄	0.57%	0.59%
香港ドル	株式	4銘柄	3.02%	3.13%
シンガポールドル	株式	2銘柄	1.73%	3.22%
	投資証券	3銘柄	1.38%	

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

S NAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

貸借対照表

科 目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	29,038,558	25,516,760
コール・ローン	23,004,418	9,643,911
国債証券	1,948,751,694	2,253,318,078
派生商品評価勘定	10,036,901	4,535,623
未収入金	12,987,917	-
未収利息	23,586,936	36,335,691
前払費用	8,012,479	5,943,624
流動資産合計	2,055,418,903	2,335,293,687
資産合計	2,055,418,903	2,335,293,687
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,346,673	3,512,076
未払金	34,339,869	-
未払利息	67	16
受入担保金	1,000,000	-
その他未払費用	1,442	-
流動負債合計	45,688,051	3,512,092
負債合計	45,688,051	3,512,092
純資産の部		
元本等		
元本	1,802,441,218	1,872,369,685
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	207,289,634	459,411,910
元本等合計	2,009,730,852	2,331,781,595
純資産合計	2,009,730,852	2,331,781,595
負債純資産合計	2,055,418,903	2,335,293,687

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券
--------------------	------

	<p>個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>直物為替先渡取引</p> <p>個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、価格提供会社の提供する価額で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益、為替差損益及び派生商品取引等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

期別	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
1. 受益権の総数	1,802,441,218口	1,872,369,685口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.1150円 (11,150円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2454円 (12,454円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び直物為替先渡取引であります。</p> <p>為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>直物為替先渡取引は信託財産に属する資産の効率的な運用または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク</p> <p>金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク</p> <p>各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク</p> <p>必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p>	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 2017年11月3日 至 2018年11月2日	自 2018年11月3日 至 2019年11月5日
	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,140,902,970円
同期中追加設定元本額	1,047,821,754円	449,766,955円
同期中一部解約元本額	386,283,506円	379,838,488円
元本の内訳*		
エマージング債券ファンド（為替戦略型・ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	984,699,146円	976,836,570円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 成長型（適格機関投資家専用）	770,775円	247,078円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 標準型（適格機関投資家専用）	729,999円	317,573円
マルチアセット 動的アロケーションファンド 安定型（適格機関投資家専用）	284,746円	163,073円
S N A M絶対収益ターゲットファンド（適格機関投資家専用）	294,736,668円	232,763,141円
エマージング債券ファンド（為替戦略型）（F o F s用）（適格機関投資家専用）	507,688,294円	624,668,226円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2035	8,805,017円	22,410,288円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2045	3,857,102円	11,423,764円
S O M P Oターゲットイヤー・ファンド2055	869,471円	3,539,972円
計	1,802,441,218円	1,872,369,685円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2018年11月2日現在	2019年11月5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	44,368,070	109,007,239
合計	44,368,070	109,007,239

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しておりません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2018年11月2日 現在		2019年11月5日 現在	
	契約額等 （円）		契約額等 （円）	

		うち1年	時価	評価損益	うち1年	時価	評価損益	
		超	(円)	(円)	超	(円)	(円)	
市場取引以外の取引 為替予約取引								
買建	601,073,303	-	596,930,802	4,142,501	469,977,142	-	468,894,843	1,082,299
ドル	209,491,140	-	208,719,129	772,011	172,260,355	-	171,597,987	662,368
メキシコペソ	48,827,350	-	46,664,400	2,162,950	-	-	-	-
トルコリラ	20,169,160	-	20,300,720	131,560	-	-	-	-
チェココルナ	-	-	-	-	40,803,818	-	40,803,818	-
ハンガリーフォリント	48,735,200	-	48,540,259	194,941	32,451,997	-	32,223,955	228,042
ポーランドズロチ	129,070,720	-	128,106,570	964,150	153,831,900	-	153,723,300	108,600
ルーマニアレイ	97,878,980	-	97,696,000	182,980	70,629,072	-	70,545,783	83,289
タイバーツ	7,935,000	-	7,866,000	69,000	-	-	-	-
インドネシアアルピア	13,452,053	-	13,572,214	120,161	-	-	-	-
ランド	25,513,700	-	25,465,510	48,190	-	-	-	-
売建	601,073,303	-	597,709,759	3,363,544	469,977,142	-	467,201,579	2,775,563
ドル	391,582,163	-	391,806,717	224,554	297,716,787	-	296,517,044	1,199,743
メキシコペソ	80,636,640	-	76,695,450	3,941,190	52,045,292	-	51,587,952	457,340
トルコリラ	27,993,460	-	28,204,360	210,900	-	-	-	-
ハンガリーフォリント	19,662,630	-	20,086,132	423,502	-	-	-	-
ポーランドズロチ	24,589,080	-	24,319,140	269,940	-	-	-	-
タイバーツ	16,414,110	-	16,323,660	90,450	44,666,823	-	44,666,823	-
ランド	40,195,220	-	40,274,300	79,080	75,548,240	-	74,429,760	1,118,480
合計	1,202,146,606	-	1,194,640,561	778,957	939,954,284	-	936,096,422	1,693,264

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において予約為替の受渡日(以下、「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

(ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

種類	2018年11月2日 現在			2019年11月5日 現在				
	契約額等 (円)	うち1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 直物為替先渡取引								
買建	239,856,048	-	237,633,076	2,222,972	131,205,899	-	132,588,082	1,382,183
ブラジルリアル	67,561,876	-	66,508,916	1,052,960	-	-	-	-
チリアンペソ	51,356,658	-	50,411,702	944,956	15,999,695	-	15,630,131	369,564
コロンビアペソ	23,707,267	-	22,902,979	804,288	3,856,489	-	3,975,571	119,082
ペルーヌエボソル	1,652,562	-	1,641,038	11,524	1,592,064	-	1,598,316	6,252

ロシアルーブル	17,414,179	-	17,256,398	157,781	-	-	-	-
フィリピンペソ	63,001,757	-	63,610,103	608,346	6,265,692	-	6,346,747	81,055
インドネシアルピア	15,161,749	-	15,301,940	140,191	18,489,387	-	18,481,074	8,313
ウォン	-	-	-	-	85,002,572	-	86,556,243	1,553,671
売建	414,913,859	-	412,221,702	2,692,157	238,203,312	-	240,255,212	2,051,900
ブラジルレアル	245,420,043	-	245,665,211	245,168	79,092,199	-	80,401,420	1,309,221
コロンビアペソ	96,282,526	-	93,154,962	3,127,564	-	-	-	-
ロシアルーブル	45,104,088	-	44,990,570	113,518	71,006,692	-	71,532,830	526,138
インドネシアルピア	28,107,202	-	28,410,959	303,757	85,890,503	-	86,065,678	175,175
ウォン	-	-	-	-	2,213,918	-	2,255,284	41,366
合計	654,769,907	-	649,854,778	469,185	369,409,211	-	372,843,294	669,717

(注) 時価の算定方法

1. 価格提供会社の提供する価額で評価しております。
2. 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2019年11月5日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO 10.0 241205	14,227,000	16,268,432.23	
		MEXICO 10.0 361120	1,555,000	2,005,872.25	
		MEXICO 4.5 351122	348,000	2,536,705.62	
		MEXICO 6.5 210610	5,807,000	5,797,360.38	
		MEXICO 6.5 220609	1,552,000	1,550,742.88	
		MEXICO 7.5 270603	14,413,000	15,038,380.07	
		MEXICO 7.75 310529	7,115,000	7,591,633.85	
		MEXICO 7.75 341123	2,221,000	2,376,847.57	
		MEXICO 7.75 421113	3,642,000	3,871,446.00	
		MEXICO 8.0 200611	1,648,000	1,658,942.72	
		MEXICO 8.0 471107	3,466,000	3,792,393.22	

	MEXICO 8.5 290531	4,649,000	5,195,629.42
	MEXICO 8.5 381118	6,160,000	7,036,383.20
メキシコペソ 合計		66,803,000	74,720,769.41 (424,413,970)
ブラジルリアル	BRAZIL 10.0 210101	3,543,000	3,871,542.39
	BRAZIL 10.0 230101	2,691,000	3,124,896.84
	BRAZIL 10.0 250101	510,000	615,391.50
	BRAZIL 10.0 270101	1,595,000	1,982,042.70
	BRAZIL 6.0 200815	311,000	1,061,648.26
	BRAZIL 6.0 450515	170,000	823,255.60
	BRAZIL 6.0 500815	144,000	718,279.20
ブラジルリアル 合計		8,964,000	12,197,056.49 (330,174,319)
コロンビアペソ	COLOMBIA 10.0 240724	775,600,000	928,951,632.00
	COLOMBIA 6.0 280428	1,006,300,000	1,016,393,189.00
	COLOMBIA 6.25 251126	123,500,000	128,217,700.00
	COLOMBIA 7.0 220504	2,986,300,000	3,126,088,703.00
	COLOMBIA 7.0 320630	143,800,000	153,687,688.00
	COLOMBIA 7.5 260826	2,023,200,000	2,236,182,264.00
	COLOMBIA 7.75 300918	346,000,000	391,301,780.00
コロンビアペソ 合計		7,404,700,000	7,980,822,956.00 (260,972,910)
ロシアルーブル	RUS 7.25 340510	5,431,000	5,792,704.60
	RUSSIA 6.4 200527	9,093,000	9,113,550.18
	RUSSIA 6.9 290523	21,108,000	21,979,127.16
	RUSSIA 7.0 230816	8,571,000	8,849,214.66
	RUSSIA 7.05 280119	29,675,000	31,182,490.00
	RUSSIA 7.1241016	6,572,000	6,852,492.96
	RUSSIA 7.5 210818	13,544,000	13,905,218.48
	RUSSIA 7.7 330323	15,272,000	16,868,840.32
	RUSSIA 8.15 270203	32,648,000	36,251,359.76
	RUSSIA 8.5 310917	11,240,000	13,148,327.20
ロシアルーブル 合計		153,154,000	163,943,325.32 (280,343,086)
マレーシアリングット	MALAYSIA 3.48 230315	622,000	626,745.86
	MALAYSIA 3.492 200331	532,000	532,931.00

	MALAYSIA 3.62 211130	1,108,000	1,119,046.76
	MALAYSIA 3.659 201015	638,000	641,413.30
	MALAYSIA 3.882 220310	1,422,000	1,445,633.64
	MALAYSIA 3.889 200731	420,000	422,469.60
	MALAYSIA 3.899 271116	1,062,000	1,094,837.04
	MALAYSIA 3.9 261130	428,000	440,309.28
	MALAYSIA 4.059 240930	1,300,000	1,341,587.00
	MALAYSIA 4.16 210715	944,000	960,217.92
マレーシアリングット 合計		8,476,000	8,625,191.40 (226,066,266)
タイバーツ	THAILAND 2.125 261217	9,499,000	9,897,483.05
	THAILAND 2.875 281217	6,821,000	7,593,205.41
	THAILAND 3.65 310620	4,456,000	5,440,553.20
タイバーツ 合計		20,776,000	22,931,241.66 (82,781,782)
インドネシアルピア	INDONESIA 6.125 280515	2,856,000,000	2,719,797,360.00
	INDONESIA 6.625 330515	2,599,000,000	2,433,807,560.00
	INDONESIA 7.0 270515	1,041,000,000	1,052,669,610.00
	INDONESIA 7.5 320815	5,113,000,000	5,158,147,790.00
	INDONESIA 8.125 240515	9,156,000,000	9,755,443,320.00
	INDONESIA 8.25 290515	9,464,000,000	10,287,462,640.00
	INDONESIA 8.25 360515	3,874,000,000	4,095,747,760.00
	INDONESIA 8.375 340315	6,397,000,000	6,902,043,150.00
	INDONESIA 8.375 390415	3,302,000,000	3,527,889,820.00
	INDONESIA 8.75 310515	1,219,000,000	1,355,467,050.00
インドネシアルピア 合計		45,021,000,000	47,288,476,060.00 (368,850,113)
ランド	S-AFRICA 10.5 261221	17,968,000	19,945,019.04
	S-AFRICA 6.25 360331	7,718,000	5,545,768.90
	S-AFRICA 7.0 310228	6,679,000	5,612,029.75
	S-AFRICA 7.75 230228	816,000	823,482.72
	S-AFRICA 8.75 440131	3,324,000	2,935,158.48
	S-AFRICA 8.75 480228	3,573,000	3,143,382.48
ランド 合計		40,078,000	38,004,841.37 (279,715,632)

合計		2,253,318,078	
		(2,253,318,078)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。

2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比 率
メキシコペソ	国債証券 13銘柄	18.20%	18.85%
ブラジルレアル	国債証券 7銘柄	14.16%	14.65%
コロンビアペソ	国債証券 7銘柄	11.19%	11.58%
ロシアルーブル	国債証券 10銘柄	12.02%	12.44%
マレーシアリングgit	国債証券 10銘柄	9.70%	10.03%
タイバーツ	国債証券 3銘柄	3.55%	3.67%
インドネシアルピア	国債証券 10銘柄	15.82%	16.37%
ランド	国債証券 6銘柄	12.00%	12.41%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項（デリバティブ取引等に関する注記）において表示した表は、「投資信託財産計算規則」附属明細表別紙様式第1号第3デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表に求められている項目（記載上の注意を含む。）を満たしているため、省略いたします。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055

2019年11月29日現在

資産総額	151,881,058円
負債総額	182,347円
純資産総額（ - ）	151,698,711円
発行済数量	122,391,904口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.2395円

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045

2019年11月29日現在

資産総額	176,270,355円
負債総額	143,608円
純資産総額（ - ）	176,126,747円
発行済数量	148,172,686口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.1887円

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035

2019年11月29日現在

資産総額	292,517,748円
負債総額	285,644円
純資産総額（ - ）	292,232,104円
発行済数量	256,727,221口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.1383円

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

2019年11月29日現在

資産総額	17,877,043,072円
負債総額	2,932円
純資産総額（ - ）	17,877,040,140円
発行済数量	12,199,847,789口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.4653円

（参考）S J A Mラージキャップ・バリュー・マザーファンド

2019年11月29日現在

資産総額	35,432,216,624円
負債総額	34,575,787円
純資産総額（ - ）	35,397,640,837円
発行済数量	18,600,353,513口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.9031円

（参考）S J A Mスモールキャップ・マザーファンド

2019年11月29日現在

資産総額	9,604,688,879円
負債総額	6,496,639円
純資産総額（ - ）	9,598,192,240円
発行済数量	3,930,922,491口
1単位当りの純資産額（ / ）	2.4417円

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

2019年11月29日現在

資産総額	8,188,488,636円
負債総額	4,018円
純資産総額（ - ）	8,188,484,618円
発行済数量	5,065,112,390口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.6166円

（参考）S O M P O外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

2019年11月29日現在

資産総額	480,019,457円
負債総額	98円
純資産総額（ - ）	480,019,359円
発行済数量	335,655,372口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.4301円

（参考）S N A M コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

2019年11月29日現在

資産総額	2,341,763,938円
負債総額	6,672,160円
純資産総額（ - ）	2,335,091,778円
発行済数量	1,912,039,140口
1単位当りの純資産額（ / ）	1.2213円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については

原則として取得申込者とします。)に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2019年11月末現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	50,000株
発行済株式総数	24,085株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2019年11月末現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき10名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了と同時に終了します。

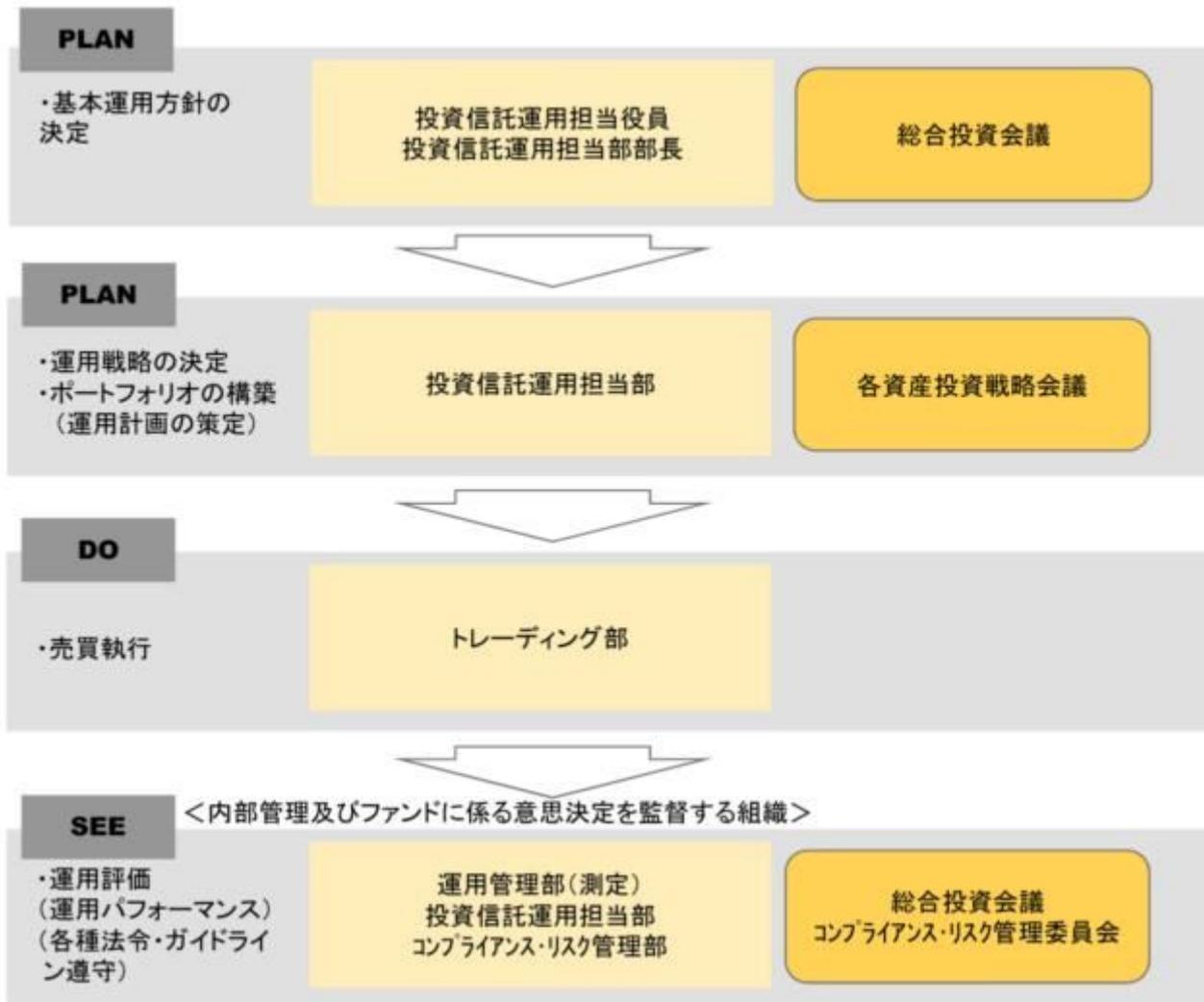
取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
- ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。
銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を執行します。
- ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は2019年11月末現在、計191本（追加型株式投資信託127本、単位型株式投資信託15本、単位型公社債投資信託49本）であり、その純資産総額の合計は882,391百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1			4,606,103		5,031,436
2			69,417		77,905
3			919,027		892,311
4			1,371,086		1,133,534
5			57		52
6			3,144		5,489
			6,968,836		7,140,730
流動資産合計					
固定資産					
1 有形固定資産					
(1)	1		27,525		23,660
(2)	1		19,460		24,492
			46,986		48,153
2 無形固定資産					
(1)			4,535		4,535
			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
(1)			66,370		189,407
(2)			161,598		161,598
(3)			273,815		369,181
(4)			31		31
			501,815		720,218
			501,815		720,218
			553,337		772,907
			7,522,173		7,913,637

区分	注記 番号	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1			15,053		12,372
2					
(1)	2	200,000		240,000	
(2)		332,515		320,577	
(3)		168,587	701,102	193,367	753,944

3	未払費用		1,106,809		985,047
4	未払消費税等		44,927		15,760
5	未払法人税等		71,550		225,326
6	賞与引当金		104,908		125,066
7	役員賞与引当金		5,400		7,200
	流動負債合計		2,049,753		2,124,718
	固定負債				
1	退職給付引当金		112,624		134,243
2	資産除去債務		8,181		8,327
	固定負債合計		120,805		142,570
	負債合計		2,170,558		2,267,288
	(純資産の部)				
	株主資本				
1	資本金		1,550,000		1,550,000
2	資本剰余金				
(1)	資本準備金		413,280		413,280
	資本剰余金合計		413,280		413,280
3	利益剰余金				
(1)	その他利益剰余金				
	繰越利益剰余金		3,385,956		3,675,113
	利益剰余金合計		3,385,956		3,675,113
	株主資本合計		5,349,236		5,638,393
	評価・換算差額等				
1	その他有価証券評価 差額金		2,378		7,956
	評価・換算差額等合 計		2,378		7,956
	純資産合計		5,351,614		5,646,349
	負債・純資産合計		7,522,173		7,913,637

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1	委託者報酬	5,004,466		4,693,325	
2	運用受託報酬	3,372,949	8,377,416	3,479,650	8,172,976
営業費用					
1	支払手数料	2,340,455		2,096,873	
2	広告宣伝費	40,406		30,230	
3	公告費	2,265		200	
4	調査費	2,634,404		2,532,683	
(1)	調査費	891,711		1,070,321	
(2)	委託調査費	1,738,613		1,457,726	
(3)	図書費	4,078		4,635	
5	営業雑経費	183,871		165,973	
(1)	通信費	6,147		6,109	

(2) 印刷費		162,442		145,335	
(3) 諸会費		15,281	5,201,402	14,528	4,825,961
一般管理費					
1 給料		1,460,280		1,523,789	
(1) 役員報酬		74,540		75,540	
(2) 給料・手当		1,210,435		1,260,953	
(3) 賞与		175,304		187,295	
2 福利厚生費		161,706		183,912	
3 交際費		10,338		10,052	
4 寄付金		300		300	
5 旅費交通費		49,534		39,791	
6 法人事業税		34,078		41,849	
7 租税公課		15,243		15,555	
8 不動産賃借料		206,575		208,923	
9 退職給付費用		45,062		58,381	
10 賞与引当金繰入		104,908		125,066	
11 役員賞与引当金繰入		5,400		7,200	
12 固定資産減価償却費		7,609		11,976	
13 諸経費		297,581	2,398,617	353,873	2,580,671
営業利益			777,396		766,343
営業外収益					
1 受取配当金		93		98	
2 受取利息		309		281	
3 有価証券売却益		654		12,029	
4 為替差益		1,906		-	
5 雑益		2,023	4,987	2,826	15,236
営業外費用					
1 為替差損		-		3,184	
2 事務過誤費		5		4,341	
3 雑損		115	121	198	7,724
経常利益			782,261		773,855
特別損失					
1 固定資産除却損	1	0	0	7	7
税引前当期純利益			782,261		773,847
法人税・住民税及び事業税			281,742		342,518
法人税等調整額			49,741		97,828
当期純利益			550,260		529,156

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	3,035,695	3,035,695	4,998,975
当期変動額						
剰余金の配当				200,000	200,000	200,000

当期純利益				550,260	550,260	550,260
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	350,260	350,260	350,260
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	3,385,956	3,385,956	5,349,236

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	902	902	4,999,878
当期変動額			
剰余金の配当			200,000
当期純利益			550,260
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,475	1,475	1,475
当期変動額合計	1,475	1,475	351,736
当期末残高	2,378	2,378	5,351,614

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	3,385,956	3,385,956	5,349,236
当期変動額						
剰余金の配当				240,000	240,000	240,000
当期純利益				529,156	529,156	529,156
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	289,156	289,156	289,156
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	3,675,113	3,675,113	5,638,393

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,378	2,378	5,351,614
当期変動額			
剰余金の配当			240,000

当期純利益			529,156
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,578	5,578	5,578
当期変動額合計	5,578	5,578	294,735
当期末残高	7,956	7,956	5,646,349

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	2～20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「事務過誤費」は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた121千円は、「事務過誤費」5千円、「その他」115千円として組み替えております。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」55,224千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」273,815千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	82,540	86,787
器具備品	47,055	52,226

2 関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
未払金		
未払配当金	200,000	240,000

（損益計算書関係）

1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
器具備品	0	7

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	-株	-株	24,085株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年3月27日 取締役会	普通 株式	200,000千円	8,303円	2017年3月31日	2018年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年3月27日 取締役会	普通 株式	240,000千円	9,964円	2018年3月31日	2019年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容
できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払わ
れるため、回収リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・
評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスク
に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運
用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定さ
れた価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異な
る前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2.参照）。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,606,103	4,606,103	-
(2) 未収委託者報酬	919,027	919,027	-
(3) 未収運用受託報酬	1,371,086	1,371,086	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	50,620	50,620	-
資産計	6,946,838	6,946,838	-
(1) 未払費用	1,106,809	1,106,809	-
負債計	1,106,809	1,106,809	-

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,031,436	5,031,436	-
(2) 未収委託者報酬	892,311	892,311	-
(3) 未収運用受託報酬	1,133,534	1,133,534	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	188,657	188,657	-
資産計	7,245,941	7,245,941	-
(1) 未払費用	985,047	985,047	-
負債計	985,047	985,047	-

注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

負 債

- (1) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式	15,750	750

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

注3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	4,605,909	-	-	-

(2) 未収委託者報酬	919,027	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	1,371,086	-	-	-
(4) 投資有価証券				
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	-	37,688	1,126	11,806
合計	6,896,023	37,688	1,126	11,806

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	5,031,283	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	892,311	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	1,133,534	-	-	-
(4) 投資有価証券				
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	-	177,539	11,118	-
合計	7,057,129	177,539	11,118	-

注4. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。
4. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	40,528	36,993	3,534
	小計	40,528	36,993	3,534
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	10,092	10,199	106
	小計	10,092	10,199	106
合計		50,620	47,193	3,427

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	176,630	165,000	11,630
	小計	176,630	165,000	11,630
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	12,027	12,189	161
	小計	12,027	12,189	161
合計		188,657	177,189	11,468

5. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	6,160	668	14
合計	6,160	668	14

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	24,900	9,900	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	13,229	2,130	0
合計	38,129	12,030	0

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要(出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。)

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	90,737	112,624
退職給付費用	24,091	23,211
退職給付の支払額	2,204	1,592
退職給付引当金の期末残高	112,624	134,243

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)

非積立型制度の退職給付債務	112,624	134,243
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	112,624	134,243
退職給付引当金	112,624	134,243
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	112,624	134,243

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	24,091	23,211

3. 確定拠出制度

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当社の確定拠出制度への要拠出額	14,515	25,915

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	172,841	259,327
退職給付引当金	34,485	41,105
賞与引当金	32,123	38,295
未払費用否認	17,276	14,684
未払事業税	6,393	14,487
繰延資産損金算入限度超過額	6,561	5,949
その他	8,285	4,944
繰延税金資産 小計	277,965	378,793
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	2,645
評価性引当額 小計	2,595	2,645
繰延税金資産 合計	275,370	376,148
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,049	3,512
株式譲渡損益	-	3,031
固定資産除去価額	505	424
繰延税金負債 合計	1,554	6,967
繰延税金資産の純額	273,815	369,181

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.7%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
期首残高	8,039	8,181
時の経過による調整額	142	145
期末残高	8,181	8,327

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
B社（注）	972,353

（注）B社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	中東	米国	アジア	合計
7,315,521	575,733	128,375	117,530	35,814	8,172,976

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
記載すべき重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り (注1)	165,124	未収運用受託報酬	89,703
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払 (注2)	468,486	未払手数料	107,721

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払 (注1)	488,979	未払手数料	107,223

同一の親会社を持つ会社	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り（注2）	165,115	未収運用受託報酬	88,523
-------------	------------------------	--------	------------	-------	---	----------------	----------------	---------	----------	--------

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

（注2）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

（4）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

SOMPOホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
1株当たり純資産額（円）	222,196.99	234,434.27
1株当たり当期純利益金額（円）	22,846.62	21,970.39

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
当期純利益（千円）	550,260	529,156
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	550,260	529,156
期中平均株式数（株）	24,085	24,085

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

		第35期中間会計期間 （2019年9月30日）
区分	注記番号	金額（千円）
（資産の部）		
流動資産		
1 現金・預金		4,462,716
2 前払費用		85,834
3 未収委託者報酬		1,064,536
4 未収運用受託報酬		1,051,386
5 未収収益		44

6	その他		3,500
	流動資産合計		6,668,018
	固定資産		
1	有形固定資産	1	108,449
2	無形固定資産		4,535
3	投資その他の資産		
	(1) 投資有価証券		198,354
	(2) 長期差入保証金		161,598
	(3) 繰延税金資産		377,510
	(4) その他		33
	投資その他の資産合計		737,495
	固定資産合計		850,480
	資産合計		7,518,498

		第35期中間会計期間 (2019年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1	預り金		7,118
2	未払金		
	(1) 未払手数料		341,929
	(2) その他未払金		274,113
	未払金合計		616,043
3	未払費用		612,977
4	未払法人税等		143,352
5	賞与引当金		94,702
6	役員賞与引当金		2,400
7	その他	2	17,246
	流動負債合計		1,493,840
固定負債			
1	退職給付引当金		145,393
2	資産除去債務		8,401
	固定負債合計		153,794
	負債合計		1,647,635
(純資産の部)			
株主資本			
1	資本金		1,550,000
2	資本剰余金		
	(1) 資本準備金		413,280
	資本剰余金合計		413,280
3	利益剰余金		
	(1) その他利益剰余金		
	繰越利益剰余金		3,899,384
	利益剰余金合計		3,899,384
	株主資本合計		5,862,664
評価・換算差額等			
1	その他有価証券評価差額金		8,198
	評価・換算差額等合計		8,198
	純資産合計		5,870,862
	負債・純資産合計		7,518,498

(2) 中間損益計算書

		第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1	委託者報酬	2,322,007	
2	運用受託報酬	1,597,031	3,919,039

営業費用				
1 支払手数料			995,486	
2 広告宣伝費			10,061	
3 公告費			200	
4 調査費			1,147,700	
(1) 調査費			546,899	
(2) 委託調査費			598,768	
(3) 図書費			2,032	
5 営業雑経費			99,614	
(1) 通信費			2,982	
(2) 印刷費			83,826	
(3) 諸会費			12,805	2,253,063
一般管理費				
1 給料			737,162	
(1) 役員報酬			43,456	
(2) 給料・手当			634,700	
(3) 賞与			59,005	
2 福利厚生費			94,456	
3 交際費			5,697	
4 旅費交通費			27,044	
5 法人事業税			27,501	
6 租税公課			3,807	
7 不動産賃借料			107,624	
8 退職給付費用			33,183	
9 賞与引当金繰入			94,702	
10 役員賞与引当金繰入			2,400	
11 固定資産減価償却費	1		5,810	
12 諸経費			184,843	1,324,235
営業利益				341,740
営業外収益				
1 受取配当金			90	
2 受取利息			132	
3 雑益			781	1,004
営業外費用				
1 有価証券売却損			2	
2 有価証券償還損			11	
3 為替差損			4,207	
4 雑損			128	4,349
経常利益				338,395
特別損失				
1 固定資産除却損			409	
2 商号変更費用			279	689
税引前中間純利益				337,706
法人税、住民税及び事業税				121,869
法人税等調整額				8,435
中間純利益				224,271

(3) 中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	3,675,113	3,675,113	5,638,393
当中間期変動額						
中間純利益				224,271	224,271	224,271
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						

当中間期変動額合計	-	-	-	224,271	224,271	224,271
当中間期末残高	1,550,000	413,280	413,280	3,899,384	3,899,384	5,862,664

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	7,956	7,956	5,646,349
当中間期変動額			
中間純利益			224,271
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	242	242	242
当中間期変動額合計	242	242	224,513
当中間期末残高	8,198	8,198	5,870,862

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

器具備品 2～20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第35期中間会計期間 (2019年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	143,605千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 流動負債の「その他」に含めて表示して おりません。

（中間損益計算書関係）

	第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1 減価償却実施額 有形固定資産	5,810千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,085	-	-	24,085
合計	24,085	-	-	24,085
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第35期中間会計期間（2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2.参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,462,716	4,462,716	-
(2) 未収委託者報酬	1,064,536	1,064,536	-
(3) 未収運用受託報酬	1,051,386	1,051,386	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	197,604	197,604	-
資産計	6,776,242	6,776,242	-
(1) 未払費用	612,977	612,977	-

負債計	612,977	612,977	-
-----	---------	---------	---

注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

負債

- (1) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
非上場株式	750

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第35期中間会計期間 (2019年9月30日)

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	186,669	174,700	11,969
	小計	186,669	174,700	11,969
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	10,935	11,087	152
	小計	10,935	11,087	152
合計		197,604	185,787	11,816

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第35期中間会計期間 (2019年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,327千円
時の経過による調整額	74千円
中間期末残高	8,401千円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	北米	中東	アジア	合計
3,430,451	246,607	120,521	94,487	26,971	3,919,039

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり純資産額	243,755.98 円
1株当たり中間純利益金額	9,311.65 円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
中間純利益	224,271 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	224,271 千円
普通株式の期中平均株式数	24,085 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
2019年6月27日付で取締役の数の上限を変更する定款の変更を行いました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
2020年4月1日付で商号をS O M P Oアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額

247,369百万円（2019年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社
 資本金の額：50,000百万円（2019年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	3,000	
松井証券株式会社	11,945	
楽天証券株式会社	7,495	

資本金の額は、2019年3月末現在

(3) 投資顧問会社

名称
Colchester Global Investors (Singapore) PTE. LTD.
 資本金の額
1百万シンガポール・ドル（2019年11月末現在）
 事業の内容
投資運用業を営んでいます。ソブリン債と為替に特化した運用を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社との投資一任契約に基づき、「SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド」に関して、公社債の運用指図および為替取引に係る権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

- (2) 販売会社
該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社
該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 2月 1日	有価証券届出書
2019年 2月 1日	有価証券報告書
2019年 8月 1日	有価証券届出書の訂正届出書
2019年 8月 1日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2019年6月3日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 剛史
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月26日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷剛史
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSOMPOターゲットイヤー・ファンド2055の2018年11月3日から2019年11月5日までの第3期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOターゲットイヤー・ファンド2055の2019年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する第3期計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月26日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷剛史
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSOMPOターゲットイヤー・ファンド2045の2018年11月3日から2019年11月5日までの第3期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOターゲットイヤー・ファンド2045の2019年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する第3期計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月26日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 剛史
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSOMPOターゲットイヤー・ファンド2035の2018年11月3日から2019年11月5日までの第3期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOターゲットイヤー・ファンド2035の2019年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する第3期計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月26日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲 谷 剛 史
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。